

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

首都大学東京大学院
社会科学研究科法曹養成専攻

平成 20 年 6 月

首 都 大 学 東 京

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1頁
II	目的	3頁
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	5頁
	第2章 教育内容	10頁
	第3章 教育方法	23頁
	第4章 成績評価及び修了認定	36頁
	第5章 教育内容等の改善措置	48頁
	第6章 入学者選抜等	55頁
	第7章 学生の支援体制	66頁
	第8章 教員組織	78頁
	第9章 管理運営等	92頁
	第10章 施設、設備及び図書館等	106頁

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名
首都大学東京大学院社会科学研究所
法曹養成専攻

(2) 所在地
東京都中央区晴海 1-2-2

(3) 学生数及び教員数
学生数： 147 人
教員数： 40 人（うち実務家教員 12 名）
※平成 20 年 5 月 1 日現在

2 特徴

(1) 沿革と理念

① 沿革

東京都立大学は、昭和 24 年の学制改革に伴い、旧制の都立高等学校、都立工業専門学校、都立理工専門学校、都立機械工業専門学校、都立化学工業専門学校及び都立女子専門学校の 6 校を母体として、都内で唯一の公立の総合大学として発足した。そして、大学院については、昭和 28 年から昭和 31 年にかけて、人文科学・社会科学・理学・工学研究科の修士課程及び博士課程を開設した。本法科大学院は、平成 16 年に社会科学研究所法曹養成専攻（通称「東京都立大学法科大学院」）として設置されたものである。

なお、大学運営主体の独立行政法人化及び都立 4 大学の統合に伴い、平成 17 年に首都大学東京が開学し、法科大学院についても、通称「首都大学東京法科大学院」となったが、実質的には、東京都立大学法科大学院を継承するものである。

② 理念

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京を

はじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。

首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。

(2) 特徴

首都大学東京法科大学院は、下記の特徴を有する。

① 少人数教育

本法科大学院の最大の特色は、少人数教育である。首都大学東京法科大学院では、その前身である東京都立大学以来の少人数教育を踏襲している。首都大学東京大学院・社会科学研究所法政治学専攻では、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を伝統としてきた。

本法科大学院でも、この伝統を受け継ぎ、オフィス・アワーの充実をはじめとして、学生一人一人の能力を最大限に伸ばすよう、個別の指導を行っている。1 学年 65 名という小規模の学生定数の利点を活かし、全教員が、個々の学生の学習状況、成績状況、精神状態についてまで把握し、FD 会議において検討、討議を行っている。

② 公共分野における実務科目の充実

本法科大学院における実務家教員は、弁護士、検事、裁判官はもちろん、特許庁出身者、公正取引委員会出身者を含み、さらに、東京都の現役官僚も教育に携わっている。本法科大学院の理念の

一つである、公益活動に強い法曹を養成するため、これらの実務家教員の貢献は多大である。

③充実した展開・先端科目、基礎法学・隣接科目

展開・先端科目においては、知的財産法、経済法、租税法の他、倒産法、労働法、環境法などの、最も動きの激しい法領域について、上述の豊富な実務経験を有する実務家教員が科目を担当している。

さらに基礎法学・隣接科目においても、基礎法学分野、政治学分野、経済・経営学分野等の多彩な科目を展開している。特に、公共団体において今後ますます重要性を増すと考えられる「公共政策」的な思考力をつけるため、充実した政治学科目を置いている。また、企業法務の理解にとって不可欠の、経済・経営学関連科目（会計学、統計学）の充実も図っている。

④学生支援体制の充実

本学晴海キャンパスは、本法科大学院が専用に利用しており、専用図書室、模擬法廷室、院生自習室が充実している。また、学生が自主ゼミ等を通じて討論を戦わせ、切磋琢磨する場を提供するため、自主ゼミ用の教室を用意し、学生の学習意欲の向上を図っている。

さらに、専任教員は必ず週に1度のオフィス・アワーを設定し、学生は事前予約等を行う必要なく、自由に教員から指導を受けることができる。

Ⅱ 目的

1. 目的

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成を目的とする。

もとより、法科大学院は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者をはじめとする実務法曹を養成する教育機関であることは当然であり、本学法科大学院の第1の目標も、修了生が法曹資格を取得することである。

さらに、本法科大学院では、各学生の関心に従い、企業法務に強い法曹、公共分野に強い法曹を育成する。

近年、ボーダレス化や技術革新の急速な進行、規制緩和・自由化の波が企業間競争を激化させるなど、企業を取り巻く環境が国内外を問わずますます厳しくなる中で、企業には、秩序ある活動や現行法制度と調和のとれたルールに従った行動が求められている。そのため、企業法務はますます複雑かつ高度に専門的なものにならざるを得ない。本法科大学院では、この分野において実践的な能力を有する法曹の育成を目的とする。

また、市民意識の向上に伴い、国や自治体と市民との間に生じる様々な利害対立の調整や、市民との協働関係を推進するために法的な諸問題への対応が急務となっている。本法科大学院では、これらの国、自治体、公益団体などにおいて、法的リーダーシップをとるために必要な能力を養成することを目的とする。

2. 教育理念

本法科大学院の目的を達成するためには、現代社会の法律的課題に対応することのできる実践力を備えた法曹の養成を目指す必要がある。そのためには、基礎的な法的能力の涵養に加え、いかに応用力を鍛えるかが重要となる。そこで、本学では、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を理念とする。

この理念に向けて、次のような特色を持った教育を実践している。

(1)体系的・合理的なカリキュラムの実践

現代社会の法律的課題に対応するためには、示された課題に対し、自らの力で解決を図る能力を鍛えることが肝要である。

そのためには、まず、正確で偏りのない法律的知識を身につけることが重要となる。

そこで、第1段階として、1年次及び2年次前期においては、法律基本科目を中心に、徹底した法的思考力の訓練を実施している。この段階で、正確な基礎知識を修得させる。

次に、第2段階として、2年次後期から3年次前期にかけては、第1段階で身につけた法的スキルを用いて、自らの見解を法的概念を用いて表現する能力を修得させる。この段階では、教員との間、あるいは学生相互の徹底した討論を通じ、与えられた課題に対し、自らの解決策を、相手に説得力をもって伝える能力を修得させる。

第3段階として、自ら興味を持った実務的・先端的な課題について、さらに踏み込んだ検討・研鑽を

行うことを目的とする。この段階では自ら問題を発見し、解決する能力、さらにリサーチペーパー等にまとめる能力を修得させる。

(2) 実務経験の豊富な教員による実践的教育

本法科大学院の目的である実践力を備えた法曹を育成するため、実務経験豊富な実務家教員の存在は極めて重要である。

倒産法、労働法はそれぞれの領域において我が国でもトップクラスの弁護士事務所所属の弁護士教員の協力を得て、現代的課題に対応する能力の涵養を図っている。

また、知的財産法は特許庁、経済法は公正取引委員会出身の実務家教員、環境法は農林水産省出身の実務家教員、さらに租税法は東京都主税局経験を有する実務家教員が担当しており、まさに、大都市において日々生起する課題を、学生が自ら実感しながら学習するためのカリキュラムを組んでいる。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院の養成する法曹

「Ⅱ 目的」においても詳述したとおり、本法科大学院は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することを目的としている。より具体的には、本法科大学院においては、(a)大都市における多様な法律的課題に対応するための基礎的な法律知識の確立、(b)法律的課題に関する自らの思考を他者に説得力をもって伝えることを可能にする論理的思考能力・表現能力の確立、(c)発展的・先端的問題について、自ら専門的に思考し、解決を導出することができる能力の確立により、巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動における現代的法律問題に対応することができる高度な能力を備えた法曹の養成を行っている。特に、公立大学法人たる本法科大学院の特性に鑑み、自治体、公益団体など公益分野において活躍することのできる法曹の養成に、力を注いでいる。

(2) 本法科大学院における教育

本法科大学院においては、上述のような法曹を養成するための体系的な教育カリキュラムが構築され、実践されている。具体的には第2章で詳述するが、まず、1年次においては、基礎的な法律知識を修得し、法律理論の体系的理解を可能とするための法律知識・理論教育を行う法律基本科目を配置している。

そして、2年次においては、双方向・ディベート形式で行われる総合科目・演習科目が配置されており、これらの科目において、1年次に獲得した知識及び理論に対する理解を具体的事例において活用できる応用力と、自らの法的な見解を他者に的確かつ説得力をもって伝えるための表現力の涵養を行っている。

さらに、2年次から3年次にかけては、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から多くの選択科目が履修でき、これらの学修によって、自らの興味関心のある現代的法的問題について専門的に思考し、解決する能力が養成される。また、同時に、訴訟関係書面の作成や事実認定に関する実務的教育や法曹倫理に関する教育を実施し、実務的対応能力や、法曹実務家としての責任感・倫理観を養成することも行っている。

そして、以上の体系的カリキュラムに基づく学修によって、実際に法曹として活動する際に直面するであろう多様かつ複雑な現代的法律問題を解決する応用力を備えた法曹を養成している。

(3) 成績評価・修了認定

学生が、上述の体系的な教育カリキュラムに基づき確実に学修をすることができるよう、本法科大学院においては、適正かつ厳格な成績評価・修了認定を行っている。

まず、個々の授業科目の成績評価について、基本的に各授業担当教員の判断によってされることとなるが、(a)シラバスにおいて成績評価の基準を予め明示すること、(b)授業科目の合格者（単位取得者）の中での成績評価を相対評価とし、その相対評価の割合について予め決定し、学生に対して明示すること、(c)すべての授業科目の成績評価の分布を公表すること、(d)学生が成績評価に対して不服申立てをすることができ、不服申立てがあった場合には、授業科目担当教員、法科大学院の専攻長及び教務委員の三者で協議をする制度（成績評価に対する不服申立制度）の実施を行い、成績評価の透明化・客観化を図ることによって、その適正・厳正な運用を担保する制度を構築している。

また、法律分野毎に、基礎的な科目の単位修得後でなければ応用的な科目の履修をできないこととする進級制を採用しており、学生が体系的カリキュラムに基づき確実に段階的履修をすることができるようにしているところである。

そして、以上のような厳正な成績評価制度に基づき、体系的カリキュラムに基づく段階的履修を確実に行った者だけが修了することができるため、当然に、修了認定に関する厳正・適正な運用も確保されることとなる。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」及び「法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則」参照》

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1－1－1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

(1) 本法科大学院の教育の理念・目的の明示

「Ⅱ 目的」に記載したとおり、本法科大学院の教育理念は、「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成すること」であり、目的は「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」である。

この点は、毎年発行される法科大学院パンフレット、ウェブサイト等において明記している他、本法科大学院の入試説明会等においても説明を行い、対外的に公表・明示しているところである。

また、学生が上記の理念・目的に対する理解を深めることができるように、入学前における科目履修説明会等においても、上記の理念・目的に関する説明を行っているところである。

(2) 養成しようとする法曹像に適った教育の実施

基準 1－1－1 に記載したとおり、本法科大学院における教育内容・カリキュラムは、上述の教育理念・目的を達成すべく、体系的に構成されている。付言するならば、公立大学法人たる本法科大学院の特性から、自治体、公益団体など公益分野において活躍することのできる法曹の養成に力を注いでいるが、それを実現するために、公共分野における実務科目の充実を図り、また、公共政策的な思考力の養成も目的として、充実した政治学科目を開講している。

このように、本法科大学院の教育内容・カリキュラムは、上記教育理念・目的及び基準 1－1－1 に適合したものであるが、実際に、学生がこれらのカリキュラムに基づいた学修を円滑に行うことができるように、本法科大学院においては、東京都立大学以来の伝統である「一人一人を徹底的に鍛える教育」を実施している。本法科大学院は、1 学年 65 名という小規模の法科大学院であり、教員は、学生の一人一人について、各人の学修状況等に即した教育を丁寧に行っている。具体的には、まず、履修計画の策定に関し、「平成 20 年度（平成 20 年度）社会科学部法曹養成専攻（専門職学位課程 法曹養成専攻）履修案内・授業概要」（以下「履修案内」という。）における履修モデルの提示（公共団体関連法務を中心として活躍する法曹、企業法務を中心として活躍する法曹、刑事系の法務を中心として活躍する法曹の 3 モデル）を行い、また、年度当初に履修相談会や職業ガイダンスを複数回実施することによって、学生が体系的な教育カリキュラムに基づき、円滑に履修を開始し、適正に学修をすることができるように配慮している。また、各科目の確実な履修を担保するための教育方法として、専任教員は、毎週 1 コマのオフィス・アワーを実施することとなっており、また、助教も学修に関する相談を随時受け付けているなど、学生が教員から個別的・直接的な指導を受けることができる体制が整えられている。《別添資料「履修案内」P.19, 21 参照》

以上の教育内容及び方法によって、本法科大学院は、教育理念・目的に適った適切な

法曹教育を行っているものである。

(3) 本法科大学院における教育の成果

本法科大学院における教育の成果としては、厳正な成績評価・修了認定を行っているにもかかわらず、大多数の学生が円滑に法科大学院を修了している点を挙げることができる。《資料「学生の修了状況」参照》

また、本法科大学院の教育成果の一つの指標として、新司法試験の合格者に関するデータを挙げることができると考えられるが、この点、平成18年度新司法試験においては受験者39名のうちの17名が、平成19年度の新司法試験においては受験者69名のうちの28名が、合格しており、本法科大学院における教育は標準以上の成果をあげているといえることができる。特に、3年履修課程修了者（法学未修者として入学した者）については、平成19年度の新司法試験において、受験者12名のうちの5名が合格しており、2年履修課程修了者（法学既修者として入学した者）に遜色ない合格率となっているが、これは、本法科大学院における基礎教育が、高い教育効果をあげていることを示すものであると考えられる。【解釈指針1-1-2-1】

なお、上記のような教育の成果として、本法科大学院第1期（東京都立大学法科大学院第1期修了生）の8人が、法曹の中でも最も高い公益性を有すると考えられる裁判官（5名）・検察官（3名）に、任官している。

資料 学生の修了状況

	2005年度末	2006年度末	2007年度末	未修了者数
2004年入学2年履修課程	41人	1人	0人	0人
2004年入学3年履修課程		17人	0人	1人
2005年入学2年履修課程		43人	0人	0人
2005年入学3年履修課程			13人	3人
2006年入学2年履修課程			42人	2人

※人数は各年度末における修了者数を示すものである。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院は、「巨大都市東京における企業活動，公益活動，さらには国際的な領域での活動など，現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」という目的を実現するために，単に教育内容・カリキュラムを適正なものとするのみならず，実際に，学生が当該カリキュラムに基づいた適正な学修をすることができるよう，東京都立大学以来の「一人一人を徹底的に鍛える教育」の伝統を受け継ぎ，学生の一人一人を大切にする教育を実施している。このことは，本法科大学院の特色でもあり，本法科大学院の優れた点であると考えられる。

2 改善を要する点

特に改善を要する点はないが，本法科大学院においては，高度な能力を備えた法曹を養成するため，引き続き教育水準の向上に努めていく。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院における教育課程の概要

本法科大学院における法学教育は、上述の教育理念・目的に示した法曹の養成を実現するための教育課程で構成されている。具体的には、法学未修者を対象とする3年履修課程（1学年20名程度）と法学既修者を対象とする2年履修課程（1学年45名程度）を設置している。両課程の差異は、3年履修課程における法学の基礎的知識・素養の養成のための1年次配当の履修科目（本法科大学院2年履修課程の入学試験科目となっている憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の6法に関する科目）について、2年履修課程入学者については履修したものとみなし、1年間の修業年限の短縮を認めている点である。そして、3年履修課程の入学者は本法科大学院教育課程のみで完結的に、2年履修課程の入学者については入学以前の法学の基礎的知識・素養及び本法科大学院における実務的・実践的な法学教育によって、実務法曹として活躍するための基本的能力を獲得し、新司法試験の合格は勿論、本法科大学院が理念・目的として掲げる「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹」となることができる仕組みとなっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京大学院学則」参照》【解釈指針2-1-1-1】

なお、本法科大学院の基礎となる学部にあたる首都大学東京都市教養学部法学系は、法律学コースと政治学コースに分かれており、各コースにおいては、それぞれ法律学・政治学の学修を中心としつつも、他のコースの科目についても学問的研鑽を積むことができるように、カリキュラムが編成されている。その点で、学部教育における法学系教育は、実務法曹養成を射程に入れつつも、それだけにとらわれることなく、学生が、自らの興味・関心にしたいがい、自由に法学・政治学を学問的に学修することができるものとなっている。この点で、学部教育と法科大学院教育は性質の異なるものである。《資料「大学案内抜粋」参照》【解釈指針2-1-1-1-1】

ただし、法学系においても教育している法学の基礎的知識・素養は、当然、本法科大学院における実務法曹の養成においても基礎となるものであり、入学試験においてこの点を修得していると認定された者（法学既修者）については2年履修課程への入学を認めてい

資料 大学案内抜粋

「法律学コース・政治学コース……は必修科目に違いはあるものの、いずれのコースに進んでも、他のコースの専門科目を修得することができ、また、他のコースのゼミを選択することも可能です。コース間の垣根が低く、より幅広い専門科目を学ぶことができるのが、他大学にはない本学法学系のメリットです。」（大学案内 P.41）

る。

もちろん、これらの基礎的知識・素養は、本学でのみ特別に教育しているものではなく、広く、各大学の法学部で教育されているものであり、入学試験における公平を害するものではない。実際、2年履修課程への入学者の大多数が他大学法学部出身者であることは、このような公平性が適切に確保されていることを示すものである。

(2) 各年次における教育課程の内容

3年履修課程の1年次においては、法学の基礎的知識・素養を養成するために、「憲法」、「民法」、「刑法」、「商法」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の6法に関する法律基本科目を中心として、履修をする。また、基礎法学の科目である「法社会学」、「法制史」及び「法哲学」の科目を置き、法律家として広い視野を獲得できるように配慮している。さらに、実務基礎科目「法情報調査」において、法律学を学修するために必要となる基本的な情報調査・収集方法を修得することができるカリキュラムとなっている。

3年履修課程の2年次及び2年履修課程の1年次においては、法律基本科目として1年次にも配当された6法科目に加えて行政法科目も配置され、この年次において、実務法曹として必要となる法律学の基礎的知識の完成が行われる。

また、この年次においては、実務法曹として必要となる分析力・表現力を養成するために、判例や事例について、双方向授業の形式（ディベートや文書によって自分の思考を表現する形式）によって分析を行う総合科目の履修が開始する。具体的には、「憲法総合1」、「商法総合1」、「商法総合2」、「民法総合1」、「刑事法総合1」といった科目を配置している。これらは、修得した法律学の基礎的知識を実践に応用する力を涵養するものである。また、実務法曹として活躍することを前提として、これらの応用力を養成するために、実務基礎科目として「民事訴訟実務の基礎1」及び「刑事訴訟実務の基礎」を、また、法曹としての倫理観・責任感を養成するため「法曹倫理」といった科目を配置している。また、選択科目として「エクスターンシップ」を履修することも可能であり、本法科大学院と提携する法律事務所などにおいて、実践的な法文書作成の学修をすることができる教育課程としている。

さらに、選択科目として、政治学科目を中心とする基礎法学・隣接科目や展開・先端科目について、自らの目指す法曹像に適った科目を履修することができるようになっていく。

3年履修課程3年次及び2年履修課程2年次においては、基本科目からの必修科目は「民法6」（家族法）、「民法総合2」、「民事訴訟法総合1・2」ととどめ、多くは選択科目となる。特に、この学年における中心は、前年次までにおける法律学の知識・分析力・応用力を基礎としての展開・先端科目の履修であり、これらの科目の履修によって、大都市における複雑な先端的法律問題に対処するための能力の養成が行われる。

その他、法律基本科目については演習が中心に開講される。また、前期には「模擬裁判」の科目が開講され、学生が裁判官・検察官・弁護士のそれぞれの役割を分担し、刑事手続の全部の流れを網羅したシミュレーション教育が行われる。これによって学生は実際の裁判手続の流れを体験することが可能となる。さらに、本法科大学院では、優秀な成績を修め、かつ、より高度で専門的な研究を志望する学生は、専任教員の指導の下で、4万字程度の論文（リサーチペーパー）を執筆・提出することも可能である。リサーチペーパーの執筆によって特定の専門的問題について研究した学生は、当該問題についての専門的知識のみならず、一流の理論研究に耐えうる法的思考力・分析能力・批判能力を修得することができる。

以上の教育課程は、まずは理論的な教育により基礎を固めた上で、演習科目や実務基

礎科目を増やす内容となっている。これは段階的に理論と実務の架橋を図るとの理念に基づいた編成である。【解釈指針2－1－1－1】

基準 2－1－2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2に係る状況)

上記4分野について法曹として求められる能力を養成するために、分野間の適切なバランスに配慮するとともに、学生の学修の進展に応じて基本から応用・実践へと無理なく履修できるよう、以下のとおり、授業科目を配置した。

なお、「1年次」とは3年履修課程1年次を、「2年次」とは3年履修課程2年次及び2年履修課程1年次を、「3年次」とは3年履修課程3年次及び2年履修課程2年次を、それぞれ指す(以下同じ)。

(1) 法律基本科目

必修科目として、まず、1年次に、「憲法1・2」、「民法1～5」、「刑法1・2」、「商法1・2」、「民事訴訟法1」、「刑事訴訟法1」を配置し、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎的知識の修得と同時に、法学の基礎的素養の養成を行っている。

そして、2年次の必修科目として、「行政法1・2」、「刑法3」、「刑事訴訟法2」を配置し、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎的知識の完成を図るカリキュラムとしている。また、この年次には、「憲法総合1」、「民法総合1」、「民事訴訟法2」、「商法総合1・2」、「刑事法総合1」といった総合科目を配置している。これら総合科目は基本的に、事例・判例の分析・検討を双方向授業によって行うものであり、法曹としての基本的能力の一つである事案の分析力・自己の法的な見解の表現能力を養成する科目となっている。

最後に、3年次の必修科目として、「民法6」を配置している。家族法に関する知識を修得することを主眼とする本科目については、2年次に配置することも考えられるが、知識修得と論理的思考力の養成を各年次においてバランスよく行うことができるようにするため、あえて、この年次に配当したものである。その他、この年次には、「民法総合2」、「民事訴訟法総合1」、「民事訴訟法総合2」といった総合科目も配置されている。

その他、選択科目として、「憲法総合2」、「商法総合3」、「公法総合演習」、「行政法総合」、「財産法1」、「財産法2」、「民法演習」、「民法総合演習」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合3」(ただし、平成20年度は開講しない。),"刑事法総合2"といった科目を配

置している。これらの中でも演習科目は、特に希望する学生に対して、基礎的な知識をより実践的な局面において活かすことのできる能力の養成を行っている。

以上のように、本法科大学院においては、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の各分野について、基礎的な知識の修得から、分析力・応用力の養成まで、段階的に適正な教育を行うことができる開講科目となっている。【解釈指針2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目としては、1年次には「法情報調査」(選択科目)が配置されている。2年次には、「民事訴訟実務の基礎1」、「刑事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」(以上、必修)を、さらに、「法情報調査」、「エクスターンシップ」(以上、選択科目)を配置している。3年次には、「民事訴訟実務の基礎2」、「模擬裁判」(以上、選択科目)を配置している。以上の授業においては、「法情報調査」を除き、基本的に、法律実務の経験を有する教員が担当している。そして、理論的な法律基本科目の履修のみでは必ずしも修得することができない事実認定や法文書の作成等に関する実務的能力、法曹としての倫理観・責任感について、法律基本科目の内容と関連づけつつ涵養することが行われており、学生は、法律実務の基礎を無理なく修得することが可能である。【解釈指針2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、1年次～3年次まで、「法社会学」、「法制史」、「法哲学」、「経済と法」、「政治学入門」、「会計学」、「統計学」、「政治学特殊授業1～4」(ただし、政治学特殊講義1・2と政治学特殊講義3・4は、隔年開講)を選択科目として配置している。特に、本法科大学院の理念の一つとして、「公益活動における法的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成」が挙げられるが、その実現のためにも、学生の「公共政策」的な思考力の涵養を目的とする政治学系科目を多く設置しているところである。

これらの科目においては、学生が、より広い視野から社会を洞察し、法律家として社会にいかに関与すべきかを考えるために有益となる専門的な内容が教育されており、学生は、自己の学修の進行状態を考慮しつつ、それぞれがめざす法曹像を想定して柔軟に上記科目を履修することが可能となっている。【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目については、2年次から、「地方自治法」、「消費者法」、「現代社会と刑事法」、「比較憲法」、「情報法」(平成20年度は不開講)、「刑事政策」、「医事刑法」、「経済刑法」、「租税法1」、「倒産法1」、「知的財産法1」、「独占禁止法1」、「労働法」、「国際法1」、「国際私法」、「債権回収法」(平成20年度は不開講)が履修可能である。また、3年次には、「倒産法2」、「知的財産法2」、「知的財産法演習」、「独占禁止法2」、「独占禁止法演習」、「社会法総合演習」、「国際法2」、「国際取引法」、「環境法」、「企業法務」、「現代取引法」、「民事責任法」を履修することができる。なお、これらの科目は、いずれも選択科目であるが、学生は少なくとも20単位を取得しなければ、修了することができない。

以上のように、本法科大学院においては、現代社会に生起する複雑かつ先端的な法律問題について分析・検討を行う科目を豊富に開講しており、学生は、自らの興味・関心にしたがって、法律基本科目等で獲得した基礎的な知識・分析能力を、先端的な法律問題の検

討に活用する能力を養成することができるようになっている。特に、倒産法・租税法・知的財産法・独占禁止法・労働法の分野については、実務経験を有する教員が担当しており、実務の現場での経験を活かした先端的法律問題に関する教育が実践されている。

【解釈指針2-1-2-4】

さらに、上記科目の中で特定の法律問題について専門研究を深めたいと考える学生のために、「リサーチペーパー」が開講されており、4万字程度の研究論文の執筆を指導教官の下で行うことができる。

このように、応用・先端的な法領域について、豊富な選択科目を提供しつつ、当該科目の基礎的な理解の修得から応用力の獲得まで可能となるよう工夫されている。

なお、以上の科目は、いずれも、現代社会に生起する法律問題の中でも、先端的な問題に関する分析・検討、及びそれを基礎とする発展的な学修を行う科目であり、当然のことながら、内容上、法律基本科目に配置すべき科目はない。【解釈指針2-1-2-5】

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

(1) 分類毎の授業科目開設状況

以下、各科目分類の授業科目解説状況を示す。

(a) 法律基本科目

法律基本科目の総単位数は、76 単位であり、そのうち未修者は 54 単位が必修科目である。既修者は必修科目が 28 単位である。内訳は以下のとおりである（カッコ内は単位数。以下同じ。）。

① 公法系科目（必修 10、選択 4）

1 年次 憲法 1 (2)、憲法 2 (2)

2 年次 憲法総合 1 (2)、憲法総合 2 (2)、行政法 1 (2)、行政法 2 (2)

3 年次 行政法総合(2)、公法総合演習(2)

② 民事系科目（必修 32、選択 14）

1 年次 民法 1 (2)、民法 2 (2)、民法 3 (2)、民法 4 (2)、民法 5 (2)、民事訴訟法 1 (2)、商法 1 (2)、商法 2 (2)

2 年次 民法総合 1 (2)、財産法 1 (2)、財産法 2 (2)、民事訴訟法 2 (2)、商法総合 2 (2)、商法総合 3 (2)

3 年次 民法 6 (2)、民法総合 2 (2)、財産法 1 (2)、財産法 2 (2)、民法演習(2)、民法総合演習(2)、民事訴訟法総合 1 (2)、民事訴訟法総合 2 (2)、民事訴訟法総合 3 (2)、民事訴訟実務の基礎 2 (2)、商法総合演習(2)、商法総合 3 (2)

③ 刑事系科目（必修 12、選択 2）

1 年次 刑法 1 (2)、刑法 2 (2)、刑事訴訟法 1 (2)

2 年次 刑法 3 (2)、刑事訴訟法 2 (2)、刑事法総合 1 (2)

3 年次 刑事法総合 2 (2)

以上のように、法律基本科目については、実務法曹養成のために十分な数の科目が開講されており、また、公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位という必修単位数も、適正なものであると考えられる。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院規則第 13 条及び同規則別表 2」参照》【解釈指針 2-1-3-1】

(b) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目の総単位数は、15 単位であり、そのうち 6 単位が必修科目、9 単位

が選択科目である。内訳は以下の通りである。

1 年次 法情報調査(1)

2 年次 (法情報調査(1)), 法曹倫理(2), 民事訴訟実務の基礎 1(2), 刑事訴訟実務の基礎(2), 民事裁判と事実認定(2), エクスターンシップ(1)

3 年次 民事訴訟実務の基礎 2(2), 模擬裁判(2)

このうち、本法科大学院においては、「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎 1」、「刑事訴訟実務の基礎」の3科目を必修としており、学生は、法曹として要求される倫理観・責任感を涵養する教育、民事訴訟における要件事実及び事実認定に関する基礎的な実務教育、刑事訴訟における事実認定や法文書作成を含む基礎的な実務教育について、履修をしなければならないこととなっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院規則第13条及び同規則別表2」参照》【解釈指針2-1-3-2(1)及び(2)】

なお、本法科大学院においては、「法情報調査」の科目は必修科目となっていないが、「法情報調査」の第1回目の講義については、新入生は、履修の有無にかかわらず、出席して、受講をしなければならない(受講をしなければ、学内のコンピュータシステム等のアカウントを取得することができず、これらの利用ができないというペナルティが科される。)こととなっており、この機会において、在学生全員に対して、基礎的な法情報に関する教育(法令、判例及び学説の検索等に関する教育)がされている。また、前述の法律基本科目における総合科目では、自ら判例・学説等の法情報の調査・収集を適切に行い、法文書の作成等をできなければ単位を取得することができないようになっており、これらが必修科目となっていることで、必然的に、判例の意義及び読み方の学修、法情報の調査・分析に関する基礎的能力の養成に関する教育が学生に施されることとなる。

また、法文書作成に特化した科目は配置していないが、法律基本科目における総合科目の授業とこれらの実務系科目の授業において、法的な文書(法律意見書・調査報告書等)の作成・表現といった基本的技能は添削指導等の方法によって指導されている。双方の科目群における教育によって、学生全員に対して法文書作成に関する基礎的な指導が行われている。【解釈指針2-1-3-2(3)】

なお、平成23年には、上記6単位の科目の他に、「模擬裁判」及び「エクスターンシップ」、さらにはローヤリングやクリニック等に関する授業科目4単位相当の科目を必修又は選択必修とすることができるよう、現在、さらなるカリキュラム改革を検討中である。【解釈指針2-1-3-2(4)】

(c) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目の総単位数は、22単位であり、いずれも選択科目である。また、1年次から3年次まで共通の科目が配置されている。内訳は以下のとおりである。

法社会学(2), 法制史(2), 経済と法(2), 法哲学(2), 政治学特殊授業1(2)

政治学特殊授業2(2), 政治学特殊授業3(3), 政治学特殊授業4(2)

政治学入門(2), 会計学(2), 統計学(2)

このうち、本法科大学院においては、少なくとも4単位以上の科目を選択して履修しなければならないが、学生が、実定法に関する学修に止まらず、広い視野から社会を分析するために必要となる能力を養成することができるよう配慮したカリキュラムとしている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院

規則第18条1号」参照》【解釈指針2-1-3-3】

(d) 展開・先端科目

展開・先端科目の総単位数は、60単位であり、いずれも選択科目である。内訳は以下のとおりである。ただし、＊を付した科目は平成20年においては、開講していない科目である。

2年次 地方自治法(2)、消費者法(2)、現代社会と刑事法(2)、倒産法1(2)、倒産法2(2)、知的財産法1(2)、知的財産法2、独占禁止法1(2)、独占禁止法2(2)、社会法総合演習(2)、国際法1(2)、国際法2(2)、環境法、比較憲法(2)、情報法＊(2)、刑事政策(2)、医事刑法(2)、経済刑法(2)、租税法1(2)、労働法、国際私法、国際取引法

3年次 上記に加え、租税法2(2)、企業法務(2)、現代取引法(2)、民事責任法(2)、債権回収法＊(2)、リサーチペーパー(2)

このように、本法科大学院では多彩な展開・先端科目を開講しており、さらに、学生は、20単位の授業科目を選択して履修しなければならないこととなっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院規則第18条2号」参照》

本法科大学院は、このカリキュラムによって、本法科大学院の目的である「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成」の実現を図っている。

特に、租税法・知的財産法・経済法（独占禁止法）の分野の科目においては、これらの専門的訴訟領域の実務に携わった経験を有する教員も担当しているところである。これらの科目の内容はあくまで展開・先端科目に該当する内容であるが、同時に、専門的訴訟領域の実務に関する教育も行っている。そしてこれらの教育によって、本学の特色であるところの公益活動に関する複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成している。【解釈指針2-1-3-4】

なお、一部科目については、必ずしも毎年開講されるわけではないが、開講されない場合にも、学生の履修計画に支障を来さないよう、前年度の10月頃には掲示によって、学生に開講科目を明示しているところである（なお、平成20年度開講予定科目については、平成19年10月10日に掲示を行った。）。

(2) バランスの取れた履修

学生は、必修科目の他に、(a)基礎法学・隣接科目から4単位以上の履修、(b)展開・先端科目から20単位以上の履修、(c)法律基本科目以外の選択科目について25単位以上の履修を、それぞれしなければならないが、これらの修了要件によって、学生の修了に必要な単位数の1/3以上は法律基本科目以外から履修しなければならない。学生は、法律基本科目の履修に偏らないバランスの取れた授業科目の履修をすることとなるのである。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院規則第18条」参照》

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 本法科大学院の1年

本法科大学院においては、1年間を前期（4月から9月）及び後期（10月から3月）の二つの期に区分し、各期には、定期試験期間及び集中講義期間があるため、大学設置基準第22条に適合するとおり、1年間の授業を行う期間は、35週にわたるものとなっている。

そして、各授業科目は、各期において開講され、大学設置基準第23条に適合するように、15週にわたるものとなっている。

毎年、以上の基準に適合するように学年暦が編成されている。

(2) 各授業科目の構成

本法科大学院における単位数は、大学設置基準第21条の規定に則し、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

本法科大学院における授業科目は、「法情報調査」及び「エクスターンシップ」を除き、2単位であり、各授業科目について90時間の学修を必要とするものとしている。具体的には、90分の授業を毎週1回、15週間にわたり開講し、15回の授業を実施することとしており、また、その時間で授業科目が完結する内容とするようにしている。そして、予習・復習の時間と総合して、90時間の学修を必要とする授業科目としている。

なお、一部の科目は、教員の都合により、授業科目を15週にわたり開講することなく、集中講義の形式を採るものがあるが、これらの授業科目についても、シラバスによる科目内容の明示により事前学修を可能にし、また、授業終了後に事後学修に必要な十分な期間を確保した上で成績評価の試験を行うことにより、学生が90時間の学修をすることができるよう、配慮している。

「法情報調査」は、他の2単位の授業科目と同様に90分の授業を15週にわたり開講しているが、図書館における文献資料、コンピュータ上の電子情報の収集を実践的に身につけるという内容上、実習科目に近い性質を有することから、大学設置基準第21条2項2号に則して、1単位としている。また、「エクスターンシップ」については、法律事務所等における短期間の実践的法学教育という科目の特性上、45時間の学修を必要とする内容を有する1単位の授業科目としている。

(3) 休講及び補講に関する措置

教員にやむを得ない事情がある場合には、休講措置が採られるが、この場合にも、授業の15回の実施を確保するために、必ず、補講措置をとらなければならないこととしており、休講の有無及び休講があった場合の補講措置については、各学期終了後に提出することとなる「授業結果実施報告書」に記載しなければならない。このように、すべての授業科目において、少なくとも15回の授業が実施されるようにしている。

なお、平成19年度後期における休講・補講の状況は、下表のとおりである。

資料 2007 年度後期休講・補講状況

H19 年度後期休講・補講状況表

教員名	科目名	休講日				補講日			
		月	日	曜日	限	月	日	曜日	限
石崎泰雄	民事責任法					2	6	水	2・3
木村光江	刑法2	12	21	金	1	2	8	金	1
工藤莞司	知的財産法演習	1	8	火	3・4	1	15	火	3・4
酒井享平	独占禁止法2	12	19	水	3	11	21	水	4
酒井享平	独占禁止法演習	11	21	水	4	10	24	水	5
		12	19	水	4	11	14	水	5
篠田昌志	民法総合演習	11	13	火	2				
篠田昌志	民法5	11	13	火	4				
潘 阿憲	商法総合2	11	16	金	4	1	17	木	5
峰 ひろみ	刑事訴訟法1	1	16	水	2				
笠井・原・峰	法曹論理	1	16	水	3				
我妻 学	民事訴訟法1	10	3	水	4	12	13	木	1
		11	21	水	4	2	15	金	1
我妻 学	民事訴訟法3	11	26	月	3	12	3	月	4
我妻 学	債権回収法	11	27	火	3	1	8	火	4
徳本広孝	行政法総合	10	12	金	1	1	12	土	1
竹下啓介	現代取引法	10	24	水	1	11	21	水	8:30～ 10:00
竹下啓介	国際私法(2)	10	19	金	5	2	15	金	3
竹下啓介	国際私法(3)	10	19	金	4	2	8	金	3
谷口功一	法哲学	10	23	火	1				
森 肇志	国際法1	10	30	火	5				
		11	6	火	5				
		1	29	火	5	1	15	火	6
森 肇志	国際法2	10	30	火	4				
		11	6	火	4				
山神清和	知的財産法2	10	25	木	1	11	22	火	2
		11	8	木	1	1	10	木	2
		12	20	木	1				
岩出 誠	社会法演習	1	17	木	1	1	18	金	6

※ 休講日に対する補講日の記載のない科目は、授業日数の関係で、補講を行わなくても、15回の授業を実施することができた科目である。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

(1) 法曹として活動するための基礎的能力の教育の充実

本法科大学院の教育内容に関する優れた点の一つとして、法律学に関する基礎的教育の充実を掲げることができる。東京をはじめとする大都市の抱える法律問題は、複雑・多様であると同時に先端的であり、これらに対応する能力を養成するためには、やはり、法律学に対する基礎的理解を深めることが肝要である。本法科大学院では、38科目(76単位分)の法律基本科目の開講、経験豊富な実務家教員による法律実務基礎科目の担当等により、学生の一人一人に徹底的に法律学の基礎を教育し、実務法曹として必要となる基礎的素養の涵養を行っている。

(2) 基礎法学・隣接科目の充実

公益活動に強い法曹養成を目指す本法科大学院としては、今後ますます重要性を増すと考えられる「公共政策」的な思考能力の養成を目指し、学生に、単に実定法学のみならず、より広い視野から社会に生起する法律問題について思考する機会を与えるために、10単位分開講されている政治系科目をはじめ、多くの基礎法学・隣接科目を開講している。この点も、本法科大学院の教育内容の優れた点である。

(3) 先端的法律問題を解決する実践的・実務的能力を養成する授業科目の充実

本法科大学院は、前述したとおり、大都市の抱える複雑・多様かつ先端的な法律問題の解決に関する教育に力を入れているが、これらの教育に関する授業科目において、最先端の実務を経験した教員を活用することによって、学生の実践的・実務的な問題解決能力の向上を図ることを可能とする教育内容としている点も、優れた点である。

特に、公共分野における先端的科目である租税法、知的財産法、独占禁止法の分野の授業科目については、実務の最前線で活躍中の、或いは活躍した経験を有する教員が担当することによって、本法科大学院の目的の一つである公益活動に強い法曹養成を可能としているところである。また、倒産法、環境法、労働法の分野の授業科目についても、各分野において実際に活躍中の実務家教員が担当することによって、教育内容の充実を図っている。

さらに、リサーチペーパーの授業科目を開講し、専任教員の丁寧な指導のもとで、学生が自ら主体的に特定の法律問題について研究論文を執筆することができるようにしている点も、上記の観点に適う優れた点である。

2 改善を要する点

(1) 開講しない選択科目があること

本法科大学院においては、一部の選択科目については必ずしも毎年度開講されるわけではない(隔年開講とする科目等がある。)。これは、授業科目を多様なものとするため、専任教員数に比べて若干多い授業科目を設置しているためである。この点、可能な限り、選択科目についても毎年開講とすることが望ましいと考えられる。他方で、この点は、教員の授業科目負担の適正とも関係することから、単に、教員が無理に毎年開講することでは、解決できない問題である。

この点、解決策としては、(a)民法系の授業科目等、カリキュラムの合理化により、開講授業科目を整理すること、(b)抜本的に解決するために専任教員の増員等を図ることの2点が考えられ、今後も、双方の側面から、改善に努めるものである。

(2) 法律実務科目に関するカリキュラム改革の必要性

平成 23 年度までに、法律実務基礎科目の必修又は選択必修単位数を、4 単位増加させる必要がある（解釈指針 2-1-3-2）が、現在、模擬裁判及びエクスターンシップについては、選択科目として本法科大学院にも設置されているものの、ローヤリングやリーガルクリニックといった内容の授業科目は、未だ開講されていない。この点、早急に、新科目の設置も視野に入れ、法律実務基礎科目のカリキュラム改革を行い、より、実務法曹養成を行うために適切な教育内容を実現する必要があると考えられる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

開講科目一覧表（別紙様式1）に示されるように、1年次（未修者）を対象とする科目は20名程度（平成20年度は18名）の人数で開講されている。他方、2年次や3年次を同時に対象とする講義形式の科目の中には受講者数が50名を超す場合があるが、それも60名超程度に留まり、教育効果が減殺されるほどではない。多数は30名から40名規模で開講されていることから、全体として密度の濃い授業が実施されているといえる。

【解釈指針3-1-1-1】

そもそも、本学は1学年65名（3年履修課程1年次は、20名。）という小規模校であり、どの授業科目についても、基本的に、学生数を適正な規模に維持することができると考えられる。また、仮に、再履修をする者が多くなる等、適正な規模での開講が困難であると担当教員が判断する場合には、クラスを2つに区分することが考えられ、実際、そのような措置を講じてきたところである。例えば、平成19年度においては、商法総合1、国際私法の授業が、適正規模の維持を考慮して、2クラス開講であった。《資料「平成19年度受講者数一覧（前期開講科目）（後期開講科目）」参照》

なお、他専攻の学生、他研究科の学生や、科目等履修生が本法科大学院の授業を履修することを認める制度は採用されておらず、再履修者も含めて適正な規模となっているところである。【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

資料 平成19年度受講者数一覧（前期開講科目）

区分	授業名	教員	受講者数	配当学年
法律基本	憲法1	富井	19	①
法律基本	民法1	石崎	19	①
法律基本	民法2	石崎	19	①
法律基本	刑法1	前田	19	①
法律基本	憲法総合1	富井	64	②
法律基本	行政法1	徳本	63	②
法律基本	民法4	篠田	11	②
法律基本	民事訴訟法2	原・我妻	61	②
法律基本	商法総合1	潘	33	②

	※2クラス開講		29	
法律基本	刑法3	木村(光)	62	②
法律基本	刑事訴訟法2	亀井	61	②
法律基本	民法6	若林	15	②
法律基本	民事訴訟法総合2	我妻	59	③
法律基本	民法演習	石崎	11	③
法律基本	商法総合演習	潘	22	③
法律基本	刑事法総合2	前田	46	③
法律基本	公法総合演習	穴戸	43	③
実務基礎	模擬裁判	笠井・峰・佐藤	14	③
実務基礎	法情報調査	山神	37	①②
基礎隣接	政治学特殊授業3	山田	13	①②③
基礎隣接	政治学入門	日野	38	①②③
基礎隣接	法制史	渕	47	①②③
基礎隣接	経済と法	酒井	6	①②③
基礎隣接	法社会学	長谷川	22	①②③
展開先端	消費者法	深津	57	②③
展開先端	国際法1	森	11	③
展開先端	独占禁止法1	酒井	69	②③
展開先端	労働法	岩出	35	②③
展開先端	知的財産法1	山神	38	②③
展開先端	知的財産法3	工藤	35	②③
展開先端	環境法	饗庭	56	②③
展開先端	倒産法1	饗庭	85	②③
展開先端	国際取引法	竹下	54	②③
展開先端	租税法1	川村	52	②③

資料 平成19年度受講者数一覧（後期開講科目）

区分	授業名	教員	受講者数	配当学年
法律基本	憲法2	富井	19	①
法律基本	商法1	潘	19	①
法律基本	商法2	潘	19	①
法律基本	刑事訴訟法1	峰	19	①
法律基本	民法3	石崎	19	①
法律基本	民事訴訟法1	我妻	19	①
法律基本	刑法2	木村(光)	20	①
法律基本	行政法2	徳本	68	②
法律基本	刑事法総合1	笠井・亀井	61	②

法律基本	民事訴訟法総合1	原	61	②
法律基本	法曹倫理	笠井・峰・原	61	②
法律基本	民法総合1	饗庭	60	②
法律基本	商法総合2	潘	60	②
実務基礎	民事訴訟実務の基礎	原	60	③
実務基礎	刑事訴訟実務の基礎 ※2クラス開講	笠井・峰・佐藤	60	②
			59	③
法律基本	民法5	篠田	4	②
法律基本	商法総合3	矢崎	13	②③
法律基本	憲法総合2	木村(草)・宍戸	27	②③
法律基本	民事訴訟法総合3	我妻	1	③
法律基本	民法総合演習	篠田	13	③
法律基本	行政法総合	徳本	13	③
実務基礎	エクスターンシップ	笠井・饗庭	13	②③
基礎隣接	統計学	森	3	①②③
基礎隣接	政治学特殊授業4	伊藤	8	①②③
基礎隣接	法哲学	谷口	9	①②③
基礎隣接	会計学	千葉	17	①②③
展開先端	国際法1	森	4	②
展開先端	国際私法(2)	竹下	37	②
展開先端	医事刑法	前田	93	②③
展開先端	国際法2	森	5	②③
展開先端	独占禁止法2	酒井	6	②③
展開先端	独占禁止法演習	酒井	1	②③
展開先端	社会法総合演習	岩出	11	②③
展開先端	知的財産法2	山神	14	②③
展開先端	知的財産法演習(隔週)	工藤	10	②③
展開先端	現代社会と刑事法	木村(光)	64	②③
展開先端	倒産法2	饗庭	17	②③
展開先端	租税法2(隔週)	川村	5	②③
展開先端	比較憲法	浅野	61	②③
展開先端	国際私法(1)	竹下	16	③
展開先端	債権回収法	我妻	11	③
展開先端	現代取引法	竹下	33	③
展開先端	民事責任法(隔週)	石崎	8	③
展開先端	リサーチペーパー	全専任教員	1	③

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

前述(基準 3-1-1)のとおり、1年次(未修者)を対象とする科目は20名程度で開講されているため、本基準に照らし、何ら問題はない。

2年次や3年次を対象とする法律基本科目の必修科目のなかには、50名を超える科目も一部存在するものの、80名を超えるような人数になることはなく、教育成果が減殺されることはないと考える。また、後述するとおり、本法科大学院においては教員のオフィス・アワーが充実しており、専任教員は、少なくとも週1コマ、オフィス・アワーの時間を設けている。そのため、学生は、オフィス・アワーを活用して教員と直接に議論をすることが可能であり、このことによって、50名を超える授業であっても、実際に、十分に双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているところである。

また、法律基本科目のうち選択科目となっている科目については、選択制であるため標準的な人数を明確化することは困難であるが、少なくとも、平成20年度前期に開講された科目の実績は13名から38名に留まり、平成19年度の実績でも、80名を超える授業科目はなかったところである。《基準 3-1-1 関連資料「平成19年度受講者数一覧(前期開講科目)(後期開講科目)」参照》【解釈指針 3-1-2-1】

さらに、法律基本科目の授業担当教員が、教育効果の観点から学生数が多すぎると判断する場合には、2クラスに分けて開講することも行われている。過去の例ではあるが、例えば、平成18年度においては、「民事法総合3」(現在のカリキュラムの「商法総合1」。平成19年度から、内容の明確化のために、名称変更された。)及び「民事法総合6」(現在のカリキュラムの「民事訴訟法総合2」。平成19年度から、内容の明確化のために、名称変更された。)が、平成19年度においては、「商法総合1」が、それぞれ、2クラスに分けて開講された。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

(1) 授業の方法

各授業科目における授業の方法は、基本的に、授業担当教員の裁量に委ねられるが、法律基本科目をはじめ、法科大学院の実務法曹養成という使命に即した積極的な双方向・多方向型の授業方法を採用することで「学生に主体的・能動的に参加させる授業」を実施しており、専門的な法知識の修得は勿論のこと、単にそれに止まることなく、学生が現代社会における複雑な法律問題に対応することができるよう、法的分析能力・思考能力・批判的検討能力の養成に努めている。【解釈指針 3-2-1-1】【解釈指針 3-2-1-2】

(a) 法律基本科目

1 年次を対象とする法律基本科目は、その主眼が法学の基礎的知識・素養の修得にあるため、講義形式でおこなわれる授業科目が多い。ただし、本法科大学院においては、同年次は 20 名程度であるため、双方向型の授業も可能となっている。そこで、授業担当教員の工夫により、実際、(a)事前に講義箇所・内容を明示することで、学生の自発的な学修を促すこと、(b)随時、教員が学生を指名して質問に対して解答させる等の、学生が能動的に参加するよう促す授業が行われている。

2 年次や 3 年次を対象とする法律基本科目については、シラバスを通して学生に予告されたプランに従って、裁判例に関する資料や、現実的法律問題を検討するための教材を配布又は指定して予習を求め、それを前提として授業を行っている。教材とされるのは教員が作成した事例演習問題や判例であり、それについて教室で討論することにより実践的な問題解決能力を養うこととしている。すなわち、本法科大学院における学修の根幹を担うこれらの科目については、双方向型・多方向型の授業方法を採用し、個々の学生について、法曹として必要となる基礎的知識は勿論、事案分析能力・法的思考能力・説得力をもった表現力を養成する授業方法を採用している。《資料「平成 20 年度授業担当者の手引き」参照》【解釈指針 3-2-1-3】

資料 平成 20 年度授業担当者の手引き

「原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の 1 / 5 以上に指名して発言させるようにしてください。特に、法律基本科目の授業科目については、必ず、教員と院生との双方向型又は多方向型の議論を含んだ授業とするようにして下さい。」

(出典「平成 20 年度授業担当者の手引き」)

(b) 実務基礎科目

実務基礎科目においては、現実的に発生する実務的問題に対する解決能力や、実務法曹としてのスキルの向上を目指し、どの授業科目においても工夫を行っている。例えば、法律問題の分析演習を行う場合にも、法律基本科目に位置づけられる総合科目・演習科目とは区別して、実務における事実認定の重要性に鑑み、詳細な事実関係を記した資料を配付し、それに基づき事実認定から学生と双方向的に分析・検討する等の工夫を行っている。

特に、模擬裁判の授業は、実物さながらの事件記録を使用して、学生自らが主体的に問題点を分析・把握し、具体的解決策を講じつつ、一連の刑事手続を推し進めていくものであり、まさに実務を疑似体験するものであって、単なる講義や双方向型・多方向型議論をも超えた高い教育効果を期待しうるものである。

(c) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目についても、性質上、講義形式を採用する授業科目が多い。ただし、多くの授業科目が20名以下の少人数授業科目であるため、各授業担当教員の工夫により、学生との双方向的な対話に基づく思考力の鍛錬・レポートを執筆させることによる学生の能動的な学修の促進を行い、学生が、法律的観点も含むより幅広い視野から社会を分析することのできる能力の養成を目指した授業が行われている。

(d) 展開・先端科目

展開・先端科目についても、基本的には、その授業の性質上、講義形式を採用する授業科目が多い。ただし、本法科大学院の展開・先端科目については、法律実務の最先端で活躍中ないしは活躍した経験を有する実務家教員が担当する科目が多く、理論的事項の講述に止まらず、実務的事項についても適正に教育が行われているところである。

また、その他の科目においても学生からのメールによる質問・議論を受け付ける等を行うことにより、単に学生が受動的に教員の講義を聞くだけに止まらず、能動的に先端的な法律問題について分析・検討することができるよう、各教員が工夫を行っている。

(e) エクスターンシップ

エクスターンシップについては、本法科大学院の実務家教員の法律事務所等の協力により、円滑に実施されているところである。エクスターンシップの授業内容については、その性質上、派遣先の実務家教員の裁量に委ねざるを得ないが、事前のエクスターンシップ説明会への出席及び事後の報告書の提出を義務づけることによって、十分な学修が行われることを確保しつつ、成績評価の適正も図っているところである。

なお、派遣先とは以下に掲げる覚書を締結し、また、学生には以下に掲げる秘密保持誓約書を提出させることで、現場における適切な指導、学生の法令遵守・守秘義務に関する指導を行っている。当然のことではあるが、覚書第6条に規定されているとおり、学生は一切の報酬を受け取ることはできない。【解釈指針3-2-1-4】

資料 エクスターンシップに関する覚書

エクスターンシップ覚書

_____（以下、「甲」という）と東京都立大学／首都大学東京大学院社会科学部法曹養成専攻長（以下、「乙」という）は、甲が乙の派遣する学生を実習生として受入れるエクスターンシップの実施に関して、次の通り合意した。

(前文)

乙は、エクスターンシップとして、甲に乙に在籍する学生を実習生として派遣するものであり、甲は、法曹養成を目的とする法科大学院教育の趣旨を理解し、これを受入れるものである。

第一条(目的) 本エクスターンシップは、法科大学院における臨床法学教育の一環として、甲における実務を体験する機会を乙の派遣する学生に提供することを目的とし、甲は、乙の派遣する学生を下記の条件に従って、一定期間、実習生として受入れることに合意する。

第二条(受入れ) 乙は、乙に在籍する学生の中で、甲を受け入れ先として希望する学生を甲に対して推薦するとともに、甲が同学生の受け入れを判断するために必要な情報を甲に提供する。乙の推薦に対して、甲は、乙が推薦する学生を実習生として受入れることの可否を速やかに決定し、その結果を乙に通知する。

第三条(実習生の身分) 実習生は、実習期間中、乙の学生の身分を有するものとする。

第四条(実習期間) 実習期間は、甲・乙協議の上決定する。また実習期間中の実習時間は、原則として甲の業務時間内で、甲乙双方が合意した時間とする。

第五条(実習内容・実施) 実習内容は、甲の業務に関連する範囲内のものとし、詳細は甲乙協議の上決定する。

2 実習生は、実習期間中、甲における服務について甲の定める規程の適用を受け、甲の指揮・監督に従う。乙は、実習生が甲の定める規程を遵守するように適切な指導を行う。

3 甲は、実習生が実習の目的を達成するために必要な情報を実習生に提供するものとし、特に実習の開始に際して、適当なオリエンテーションを実習生に行う。

4 甲は、実習期間終了後、実習生の実習状況について乙に通知する。

第六条(実習の経費等) 実習に係わって経費(交通費、食費、宿泊費等)が生じた場合には、全て実習生の負担とする。甲は、実習生から提供された役務に対して報酬等を支給しない。

第七条(秘密保持の義務等) 実習生は、実習によって知り得た甲及び甲に係る第三者の業務上の秘密を、実習中及び実習終了後において、第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、実習生の上記秘密保持の遵守につき、派遣する実習生を適切に指導するとともに、実習生は実習の開始以前に秘密保持等に関する誓約書を提出するものとする。

第八条(災害補償等) 実習期間中に実習生に事故が生じた場合の災害補償について、甲は何らの責任を負わない。但し、当該事故が、甲の故意又は過失に起因する場合は、この限りではない。

2 実習生は、実習上の事故又は受入先との往復途上での事故に備え、学生教育研究災害傷害補償保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険へ加入するものとする。

第九条(実習の中止) 実習生が甲の指示に従わない場合、実習生が疾病等のため実習の継続が困難であると甲が判断した場合、ないし特別の事情により甲又は乙より実習中止の要請があった場合は、甲は実習を中止することができる。

第十条(指導担当者の選任) 甲は、実習生の指導・監督を担当する指導責任者を任命する場合は、遅滞なく乙に通知するものとする。

第十一条(契約有効期間) 本覚書の有効期間は、平成19年 月 日より1年間である。

2 有効期間終了3ヶ月前までに、甲ないし乙より、契約を継続しない旨の通知がない場合には、本覚書は、更新されるものとする。

第十二条(試行プログラムの特約) 本覚書は、本エクスターンシップの試行プログラムにおいても準用して適用するものとする。但し、第八条第二項は適用しない。

第十三条(その他) この覚書に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定する。

2 本覚書は2通作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

200 年 月 日

甲

乙 〒104-0053

東京都中央区晴海1-2-2

東京都立大学／首都大学東京大学院社会科学部

法曹養成専攻 専攻長 潘 阿憲

資料 エクスターンシップ誓約書

別紙2) 誓約書

秘 密 保 持 等 誓 約 書

平成 年 月 日

(「受入先」) 御中

首都大学東京

大学院社会科学部 御中

住 所 〒 -

学籍番号

氏 名

私は、(以下、「受入先」という。)におけるエクスターンシップ研修を受けるにあたり、下記事項を厳守することを誓約します。

1 私は、受入先における実習期間中、受入先の役職者の指示に従うとともに、受入先の従業員に適用される各種規則を遵守致します。

2 私は、受入先において知りえた法人又は個人に関する一切の情報、知識(以下「秘密情報」という。)の秘密を保持し、譲渡、貸与、複写および口頭等いかなる手段においても第三者に漏洩、開示または公示せず、また受入先外にいかなる複製物も持ち出したりしません。また、私は受入先の秘密情報が第三者に漏洩することがないように最大限の努力を払います。

3 私は、秘密情報(明らかに公知の情報、知識を除きます。)を受入先における研修又は研究以外の目的に使用しません。ただし、別途目的を明示した上で受入先の明確な書面による許諾を受けた場合はこの限りではありません。

4 私は、本誓約書に基づき受入先から提供又は開示された情報については、善良な管理者の注意をもって取扱い、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく情報を複製しないものとします。

5 私は、受入先において知りえた情報を、本エクスターンシップの目的のためにのみ使用することができ、その他の目的のためには一切使用することができないものとします。

6 私の秘密保持義務は、本エクスターンシップが終了しても、秘密情報である限り永久に存続するものであることを理解し、かかる守秘義務を保持することを約束します。

7 私は、受入先より紙または電子保存媒体により提供された秘密情報の返還または破棄の指示があった場合には、当該物とともにそれを複製または加工したもの（複製または加工した電子データを保存した電子媒体を含む。）を速やかに受入先に返還または破棄します。

8 私は、秘密情報の秘密性を十分に認識しており、他の学生、友人や家族、親戚など、一切の人に対して秘密情報を漏洩しないことを誓約します。

9 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、受入先に生じた一切の損害、損失、費用（弁護士費用等を含む。）等を受入先に対して賠償する責任を自らが負うことのほか、首都大学東京大学院社会科学部法曹養成専攻における退学処分を含む懲戒処分の対象となることを十分に理解しています。

10 私は、損害賠償を負担することにより被る損害を補償するため、学生教育研究災害傷害補償保険及び法科大学院学生教育研究賠償責任保険へ加入します。

11 私は、首都大学東京大学院社会科学部法曹養成専攻の学生としての自覚のもとに、大学の名誉信用を傷つけることのないよう、誠実に行動することを誓約します。

12 本誓約書に基づき、または、本誓約書に関して生ずるすべての紛争については、首都大学東京大学院社会科学部法曹養成専攻、及び受入先の意向に従い、信義に則り誠実を尽くして協議の上、善処解決するものとします。

以 上

(f) 授業担当教員の工夫とFD会議

以上のように、本法科大学院では、法律基本科目について双方向・多方向型の授業方法を採用することを統一している点以外は、各授業担当教員が、過去の授業経験・学生との対話によって、よりよい授業方法を模索することとなっている。このことは、個々の教員の創意工夫を尊重するという利点を生むことになるが、他方で、一つ一つの授業科目における授業方法の適正が制度的に担保されていないという懸念にも繋がりがねない。無論、本法科大学院の教員は例外なく真摯に授業方法を創意工夫しており、授業方法の適正が欠けることはないが、制度的な観点から授業方法の適正を図る必要があることも確かである。

そこで、後述する点であるが、本法科大学院では毎月（ただし、8月を除く。）ファカルティディベロップメント会議（以下「FD会議」という。）を開催し、そこでは、各授業担当教員が授業方法等の報告を行い、全教員で授業方法の改善について議論を行っている。また、FDの一環として教員間で相互授業見学が制度的に行われており、このことも授業方法の適正の確保に繋がっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」参照》

このように、本法科大学院では授業担当教員の創意工夫と制度的な授業方法の適正の確保を調和し、各授業科目について授業方法としての適正を確保している。

(2) 学生への周知

各科目のシラバス（「履修案内」に掲載）を年度開始前に配布している。シラバスには、【講義の目標・方針】のほかに、【講義の内容】の項で全体の内容と各回に予定する主題が示されている。また、【成績評価の方法】の項では、予め、成績評価方法を下表に掲げた6項目に分類し、それぞれの成績評価方法の考慮割合・配点比率を明示している。なお、この中には「その他」という項目があるが、これは授業担当教員の創意工夫に基づく成績評価方法を排除しないためである。また、この「その他」の方法によって評価がされる場合には、必ず備考欄にその方法の詳細を記載することとなっており、学生にと

って成績評価方法が不明瞭となることはない。

資料 成績評価方法一覧	
期末テスト	学期末の試験期間（又は授業の最終講義）に実施するテストによって成績評価を決定する場合
中間テスト	授業中に実施するテストによって成績評価を決定する場合。ただし、1回のテストが、最終的な成績評価の割合の35%を超える場合のみを指します。
小テスト	授業中に実施するテストによって成績評価を決定する場合。ただし、1回のテストが、最終的な成績評価の割合の35%未満の場合のみを指します。 なお、ここでの「テスト」とは、設問に解答させる形式のものに限りません。授業内容に関して院生が思考したこと等を文書で提出してもらった形式のものであったとしても、それを成績評価に反映させる場合には、テストと見なします。
レポート	授業時間外で、受講生に文書を作成させ、それによって成績評価を決定する場合。
授業態度・出席	授業での質疑応答の内容・出席状況によって成績評価を決定する場合。
その他	上記いずれの成績評価方法にも該当しない場合には、その他の成績評価方法とし、方法を具体的に備考欄にお書き下さい。

（出典：「平成20年度授業担当者の手引き」）
※なお、同内容の事項については、シラバス執筆依頼時にも、各教員に伝えている。

(3) 時間外の学習

本法科大学院の授業科目は、毎週1回90分の授業を行うもの又は2週間に1回180分の授業を行うものであり、授業の事前予習・事後の復習の時間は、当然に十分確保される。なお、例外的に、授業担当教員の都合等によって、集中講義の形式をとるものもある。平成20年度においても、「民事裁判と事実認定」及び「法制史」については、学外の授業担当教員の都合その他の理由から、やむを得ず、集中講義として開講するものである。ただし、集中講義を行う科目についても、学生の事前学修及び事後学修が十分にされるよう、(a)事前学修を可能とするために、授業で使用するレジュメ・資料等の事前配布や、授業に関連する参考文献の事前紹介、(b)集中講義後に学生が事後学修をすることができる十分な期間をとった後に期末試験を実施すること、(c)成績評価の中心がレポートとなる場合には、学生の十分な事後学修を可能とする提出期日を設定する等の工夫をすることを行っている。【解釈指針3-2-1-6】

また、授業時間外に、学生が教員に質問をすることができる機会及び学生が教員と議論をすることのできる機会の確保に努めることによって、時間外学修の充実を図っている。具体的には、授業終了後の学生の質問に対して各教員が丁寧に対応していることは勿論のこと、専任教員は、質問のためのオフィス・アワーを週1回実施し、学生個人に対する直接指導を行っている。さらに研究者大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配布など、学生の学修の一般的な支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも、随時、対応している。これらによって、授業時間以外の自修を充実させている。

また、時間外学修の充実について、設備面からの支援も行っている。この点については、まず、院生室には、各学生に個人席（机及び椅子）があることを挙げることができ、このことによって、法科大学院における自分の座席での長時間の学修を促進し、時間外学修が適正にされるようにしている。また、法科大学院図書室の資料を充実させていることは勿論であるが、それに加えて、首都大学東京の図書館や法学系図書室と連携して

おり、学生は、首都大学東京の図書館の資料を晴海キャンパスで利用することも可能となっている。また、学生は判例データベース「LEX/DB インターネット」(TKC)、「WEB 版法律判例文献情報」(第一法規)が利用できるほか、重要判例解説を含む「ジュリスト DVD 版」及び「最高裁判所判例解説 DVD 版」により資料の検索も可能となっている。さらに、平成 20 年度からは、「LLI 統合型法律情報システム」も利用可能となっており、電子情報・データベースの利用の促進を図っている。【解釈指針 3－2－1－5】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」第8条によって、1年次あたりの履修科目登録の上限は36単位とされ、最終学年は44単位までの履修登録が可能となっており、一切の例外を認めていない。《資料「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」参照》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】

例えば、学生が、必修科目について単位を修得することができなかった場合、次年次、当該科目を再履修しなければならないが、この場合においても、当該科目登録は、履修科目登録単位数に算入することとなっている。【解釈指針3-3-1-3】

したがって、上記基準は、当然に満たされているものである。なお、本学の標準修業年限は3年であり、解釈指針3-3-1-4は問題とならない。

資料 法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則
(履修申請上限単位)

第8条 1年間における授業科目の履修申請の上限単位数は、36単位とする。ただし、最終学年においては、44単位とする。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院は、東京都立大学法学部以来の伝統を受け継ぎ、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を旨としているが、このことが法科大学院内でも実践されている点は、教育方法に関する優れた点であると考ええる。

具体的には、授業終了後の学生の質問に対しては、各教員が丁寧に対応するよう心がけていることはもちろん、専任教員は、質問のためのオフィス・アワーを週1回実施し、きめの細かい指導を実践している。また、研究者大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配布など、学生の学修の一般的な支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも、随時、対応している。これらによって、授業時間以外の自修を充実させている。

このように、学生が教員と直接的に議論を行う等の機会が十分に与えられている点は、双方向的又は多方向的な密度の高い法律学教育を行うことに直結しており、本法科大学院の優れた点である。

2 改善を要する点

(1) 法律基本科目の標準的な学生数

2年次や3年次を対象とする法律基本科目においては、約65名の学生が受講対象であるため、基準3-1-2に照らすと、若干多いものとなっている。現在、充実したオフィス・アワーの実施等によって、法科大学院教育として適切な双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実現しているが、将来的には、必修科目たる法律基本科目の2クラス開講を行う等によって、同時に授業を行う学生数が50名以下となるよう、改善することが考えられる。

他方で、2クラス開講としないといけないとすると、本学の考える教員負担の適正の観点からは現在の教員数では対応できないところである。

以上の点に鑑みると、改善を要する点は、教育方法の観点からしても、専任教員の増員等を図ることであると考えられる。

(2) 集中講義の解消

現在の制度においても、集中講義について、事前学修・事後学修が十分にされるように配慮はしているが、今後も一層、事前学修・事後学修の円滑化が図られるよう、集中講義の日程調整その他の努力を図らなければならない。

この点、少なくとも、「民事裁判と事実認定」については、2週間に1回180分の授業を実施してもらうことも可能であったが、非常勤教員に対する毎週の旅費支出（往復新幹線交通費の支出）に関する予算上の制約の問題から集中講義とせざるを得なかった。法科大学院の特性からすれば、可能な限り集中講義の形式が採られないようにする努力も必要であり、これらの点の改善が今後も必要であると考えられる。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 評価の基準

履修科目の成績の評価は、5点法をもって行い、2点以上を合格とする。履修科目の合否判定については、絶対評価により行い、合格者の成績については、原則として、4段階の相対評価による。相対評価の割合については、おおむね、5を5%、4を35%、3を40%、2を20%とする。

資料 法科大学院における授業科目及び成績評価に関する
準則

（合格及び不合格の判定）

第10条 学修の評価に関し、授業科目の合格及び不合格の判定については、絶対評価によるものとする。

（合格者の評価）

第11条 授業科目の合格者の評価については、4段階の相対評価によるものとする。ただし、エクスターンシップその他の合格又は不合格の判定のみを行う授業科目の評価については、この限りでない。

2 相対評価の割合については、おおむね、5を5%、4を35%、3を40%、2を20%とする。

以上の点は、「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」第10条及び第11条に規定している。また、学生に対しても、同準則の公表は勿論のこと、「履修案内」においても明記しているほか、合格者に対する入学前のガイダンスや入学時のガイダンス等で説明している。

なお、成績評価の方法についても、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、授業態度・出席点、その他の方法（この方法を採用する場合には、授業担当教員が、方法を具体的に明確に定め、学生に周知することとなっている。）のいずれを採用かを、事前に、シラバスで学生に明示しており、成績評価の適正・厳正に関する情報の透明化が図られている。【解釈指針4-1-1-1】

(2) 基準に従った成績評価の確保

上述の成績評価割合については、法科大学院のFD会議及び専攻会議で審議され、専攻長が準則として決定したものであり、教員全員が、この統一の基準に従うこととなっ

ている。そのため、当然に基準に従った成績評価は確保されると考えられるが、以下のような措置によっても、万全を期している。【解釈指針4-1-1-2】

(a) 評価基準の周知・徹底

これらの成績評価基準については、年度当初に、非常勤教員を含めた法科大学院の授業担当教員の全員に配布される「授業担当者の手引き」の中で、明確に記述することによって、周知・徹底を行っている。また、定期試験が行われる前のFD会議・専攻会議等においては、手続的に、これら成績評価基準の学生に対する明示を決定しているが、その際に、教員間でも当該基準について確認を行うことで、周知・徹底を行っている。

(b) 筆記試験の匿名性の確保

法科大学院の期末試験において使用される答案用紙には、学生の匿名性を確保することができるよう、学籍番号・氏名記述欄と、回答欄の間に、2穴パンチの穴が空いている（学生の答案をまとめて表紙をつけ、2つの穴にひもを通すことを行うと、学籍番号・氏名記述欄を隠して、採点をすることができるようになっている。）。

実際に、教員は筆記試験の匿名性を確保した上で採点等の成績評価を行うよう努めている。

(c) 法科大学院における成績評価に対する不服申立て

授業科目の成績評価は授業担当教員が行うこととなっており、成績評価に不服がある場合、学生は、原則として授業担当教員に説明を求めることとなる。《資料「首都大学東京法科大学院規則」参照》

資料 首都大学東京法科大学院規則
(学修の評価)

第16条 各授業科目の学修の評価は、担当教員がこれを行う。

ただし、それでもなお納得がいかない場合にも成績評価の適正が確保されるよう、学生に成績評価に対する不服申立てを認める制度を採用している。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則」参照》

この不服申立てがされると、授業担当教員・専攻長・教務委員の三者間で成績評価の適正についての審議が行われ、成績評価が客観的に適正なものであるか否か、判断・確認されることとなっている。

なお、この不服申立て制度は、平成19年度後期の成績評価より採用しているが、成績評価の適正が確保されているため、学生からの申立ては、未だ、0件である。

(d) 成績評価データの教員間での共有

後述するとおり、期末試験の得点分布と、最終的な成績評価分布については、掲示によって公表しているところであり、教員間でも、成績評価データを共有し、その適正を図るようにしている。

また、これらの結果については、FD会議において議論・検討しており、このことによっても、成績評価の適正を図っている。

なお、成績評価の基礎となるデータ（学生の答案等）については、第9章においても後述するが、「準備室」（604号室）というこれらの保存専用の部屋を設け、適正に管理し、必要な場合に教員が参照することができるようになっている。

(3) 期末試験及び成績評価結果の告知

授業科目の成績分布については、公表によって個人成績が特定されるおそれのある少人数授業（4名以下の授業）を除き、掲示により学生に公表している。また、その際、期末試験を実施した科目については、期末試験の成績分布、出題意図及び評価基準等を、併せて掲示している。【解釈指針4-1-1-3】

これらの学生に対する情報開示によって、成績評価の結果についての透明性を高め、客観的に適正な成績評価がされるよう努めている。

(4) 期末試験の実施

本法科大学院においては、期末試験の実施の適正を確保するため、(a)試験に六法の持込みが許可されている場合であっても、持ち込むことのできる六法は、原則として、判例が付されておらず、かつ書込みが一切ないものに限ることや、(b)遅刻者の入室限度を試験開始後30分以内とし、他方で、試験場からの退出は、試験開始後30分以内は一切認めないとする、といった措置を採っている。なお、これらの措置について記載された「法科大学院・期末試験及び成績評価について」という文書を、試験実施前に、必ず掲示しており、このことによって、学生に対する注意事項の周知徹底を図っている。

また、本法科大学院においては、交通機関の運休、疾病、その他やむを得ない理由により所定の試験を受けられなかった学生に対しては、科目担当教員の判断で、追試験を行うことが可能である。また、通常の試験において成績不振であった学生に対して、科目担当教員の教育的裁量の範囲内で、改めて受験の機会を与える再試験も可能となっている。ただし、これらの試験においても、成績評価の適正が確保されるように新たな問題を作成して実施することとしている。《別添資料「授業担当者の手引き」参照》【解釈指針4-1-1-4】

なお、平成19年度は、追試験は実施されていないが、刑事訴訟実務の基礎において再試験が実施された。

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

本法科大学院では、原則として、他大学院で修得した法学関係科目の単位を、本法科大学院の単位として認定することは行っていない。ただし、他大学院で修得した法学を除く科目（例えば、他大学院で修得した政治科目、ビジネススクールで修得した会計学、統計学の科目）の単位については、専攻会議の議を経て、10 単位を上限として、本法科大学院の単位として認定する場合がある。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京大学院学則第 28 条」参照》

なお、当然ではあるが、大学の学部で修得した科目の単位について、本法科大学院の単位として認定することは、一切行っていない。

なお、本法科大学院では、上記の既修得単位の認定制度も含め、法科大学院以外における履修結果をもとに、本法科大学院における単位認定をした事例はない。

基準 4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－3 に係る状況）

本法科大学院では、学生は、長期間の休学等の特段の事情がない限り、1年間の学修により、次年次に進級するものとしている。ただし、以下に掲げる「進級制」及び「命令退学制度」を採用することによって、基準 4－1－3 に適う制度構築を行っているところである。

(1) 本法科大学院における進級制

学生の段階的履修を法分野毎に確保するために、一定の応用的科目については、基礎科目の単位を修得しなければ、履修をすることができないとする履修制限を行うことによって、進級制を採用しているものである（したがって、本法科大学院は解釈指針 4－1－3－2 は、問題とならない。）。

具体的には、下表のと通りの履修の制限が設けられ、この点は、「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」第 9 条に明確に定められている。また、学生に対しては、「履修案内」に明示することにより、周知徹底を図っている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」参照》【解釈指針 4－1－3－1】

資料 進級制（履修制限）について	
履修制限科目	左記の科目の履修をするために、前提として単位を取得すべき基礎科目
憲法総合 1	憲法 1， 憲法 2
憲法総合 2	
行政法総合	行政法 1， 行政法 2
公法総合演習	憲法 1， 憲法 2， 行政法 1， 行政法 2
民法総合 1	民法 1， 民法 2， 民法 3， 民法 4， 民法 5
民法総合 2	
商法総合 1	商法 1， 商法 2
商法総合 2	
商法総合 3	
民事訴訟法 2	民事訴訟法 1
民事訴訟法総合 1	民事訴訟法 1， 民事訴訟法 2
民事訴訟法総合 2	
民事訴訟法総合 3	
民事訴訟実務の基礎 2	民事訴訟実務の基礎 1
刑法 3	刑法 1
刑事法総合 2	刑法 3

以上のように、法律分野毎に、基礎科目と応用科目を区分し、基礎科目を受講し、単位を取得しなければ応用科目の単位を取得できないとすることで、学生の個人の分野毎

の学修成果に対応した段階的履修を確保することが可能となっている。

(2) 命令退学制度

1年間の修得単位が少ないなど、法科大学院における成績が芳しくなく、直接に学修指導等を行ったにもかかわらず、なお成業の見込みのない者に対しては、進級制限ではなく、退学処分を採ることとしている。なお、退学処分を命ずるかについては、個別の事案毎に、法科大学院の専攻会議で厳正な審議が行われ、学生の成績状況・学修態度等を総合的に考慮して、決定されることとなる。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

修了要件は、3年履修課程・2年履修課程のそれぞれにつき以下(1)及び(2)のとおりであり、上記基準に適合するものである。なお、これらの修了要件は、首都大学東京大学院学則及び首都大学東京法科大学院規則に明確に規定されているものであり、また、履修案内等によって、学生に周知徹底を図っている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京大学院学則」、「首都大学東京法科大学院規則」参照》

(1) 修了に必要な単位数【解釈指針4-2-1-1】

3年履修課程 93単位

2年履修課程 67単位

なお、2年履修課程については、3年履修課程1年次に配置されている憲法1、憲法2、民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、商法1、商法2、民事訴訟法1、刑法1、刑法2、刑事訴訟法1の計13科目（26単位分）について、修得済みと見なしているため、3年履修課程に比して、修了に必要な単位数が少なくなっているところである。

(2) 修了に必要な単位の内訳

(a) 必修科目（「首都大学東京法科大学院規則」第13条）

①法律基本科目：必修54単位

・公法系科目：必修10単位（下記5科目）

（憲法1、憲法2、行政法1、行政法2、憲法総合1）

・民事系科目：必修32単位（下記16科目）

（民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、民法6、民法総合1、民法総合2、商法1、商法2、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法1、民事訴訟法2、民事訴訟法総合1、民事訴訟法総合2）

・刑事系科目：必修12単位（下記6科目）

（刑法1、刑法2、刑法3、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2、刑事法総合1）

②法律実務基礎科目：必修6単位（下記3科目）

・民事訴訟実務の基礎1

・刑事訴訟実務の基礎

・法曹倫理

(b) 選択必修科目

①基礎法学・隣接科目：4単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第18条第1号）

②展開・先端科目：20単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第18条第2号）

③実務基礎科目、基礎法学隣接科目及び展開先端科目について、25単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第18条第3号）

このように本法科大学院の修了要件は、「基準4－2－1（2）」に適合するものとなっている。また、「基準4－2－1（3）」についても、選択必修科目として、上記(b)③によって、法律基本科目以外の科目から31単位以上（法律実務基礎科目の必修単位たる6単位と上記(b)③の25単位を合計したものである。）履修することとなり、93単位（法律基本科目の26単位を履修したものと見なす2年履修課程についても、算定の基準は93単位となる。）のうちの1/3以上を法律基本科目以外の科目から修得することが要件となっている。なお、当然のことであるが、本法科大学院において、法律基本科目以外に分類された科目の中に、実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない。【解釈指針4－2－1－2】

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者（法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者。）の認定を受けた者は、法科大学院に入学した時点で1年間在学したものと見なされ、2年間で課程を修了する。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京大学院学則第13条」参照》

この法学既修者の認定の適正については、下記の措置によって、確保されている。

(1) 法学既修者の入学選抜試験

本法科大学院における法学既修者認定は、入学者選抜において行われている。すなわち、本学では、3年履修課程と2年履修課程のそれぞれについて入学者選抜を行っており、2年履修課程の入学者選抜において法律科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の試験を課

資料 法科大学院における入学試験実施に関する準則
（入試問題の決定）

第4条 入学試験における問題（以下「入試問題」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備しなければならない。

- 一 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を確保する問題であること。
 - 二 2年履修課程の入試問題については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められるか否かを判定することを目的とした内容の問題であること。
 - 三 3年履修課程の入試問題については、法学の知識によって評価を決定する問題でないこと。
- 2 入試問題は、専攻会議により選出された教員（以下「出題者」という。）が原案を作成し、出題者のみにより構成される会議（以下「出題者会議」という。）に上程した上、出題者会議が審査して決定する。
- 3 出題者会議は、2回以上の審査を実施しなければ当該年度の入試問題を決定することができない。

している。これらの法律科目試験は論述式（ただし、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目については、簡易論述式の問題となっている。）であり、受験者の法学の能力を判断するために適切なものである。また、問題内容についても、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」第4条に定めるとおり、2回以上の出題者会議による審査を行うことによって、その適正を確保している。《資料「法科大学院における入学試験実施に関する準則」参照》

さらに、採点に当たっても匿名性を確保する措置（試験終了後の答案用紙については、採点者の手に渡る以前に、答案氏名欄を参照することができないよう厳封されており、匿名性が確保される）も採っている。以上のように、入学者選抜によって法学既修者認定を行うことで、入学試験の「公平性」、「開放性」、「多様性」（この点については、第6章を参照。）が、そのまま法学既修者認定にも反映されるようにしている。【解釈指針4

- 3 - 1 - 1】

本学における入学者選抜においては、常に、受験資格を有するすべての人に対して、公平な入学者選抜を受ける機会を与えるよう努めており、特定の属性を有する者（例えば、本学（東京都立大学）法学部の出身者）を区別して取り扱うといったことは行っておらず、当然のことではあるが、本学の法学部の出身者を有利とする措置は一切講じていない。実際、本法科大学院の入学者の中で、本学法学部出身者は多くて年3名に止まっており、このことも、入学者選抜の公平性、開放性、多様性を示すものである。【解釈指針4-3-1-2】

(2) 法学既修者のみなし修得単位

前述したとおり、法学既修者として2年履修課程に入学する者は、憲法1、憲法2、民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、商法1、商法2、民事訴訟法1、刑法1、刑法2、刑事訴訟法1の計13科目（26単位分）について単位を修得したものとみなしている。これらの科目は、例外なく、2年履修課程の法律科目試験（論述式）の科目となっている分野に含まれるものであり、適正な制度である。【解釈指針4-3-1-3】

なお、法学既修者としての認定は、本試験のみによるものであり、解釈指針4-3-1-4は問題とならない。

また、3年履修課程の学生は、これらの13科目について1年次に履修を行うものである。したがって、2年履修課程の学生について、標準修業年限の3年から1年間の在学年限の短縮を認めることは、当然に適正なものである。【解釈指針4-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本学の成績評価に関する優れた点としては、成績評価の透明性が、非常に高いレベルで制度的に確保されていることである。教員間で、成績評価割合を明確に定め（法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則で明確に定めている）、成績評価分布の相互的な確認を行っていることは勿論のこと、学生に対しても、原則として、全科目の成績評価の分布を開示し、特に、成績評価の基本となる期末試験については、少なくとも、出題意図・評価基準・期末試験の評価分布を示すことによって、成績評価の透明性を図っている。さらに、成績評価に不服のある学生に対しては、不服申立てを認め、成績評価を授業担当教員に加えて、専攻長・教務委員の三者で審議をすることによって、成績評価の客観的適正が実現するようにしている。

上記のような成績評価の透明性を推進することを基礎として、その他の措置、例えば、期末試験の採点の匿名性の確保等の措置をとることによって、本法科大学院は、高いレベルで成績評価の適正を確保しており、この点は、本法科大学院の優れた点として挙げられる。

2 改善すべき点

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、引き続き専攻会議・FD 会議の場を活用し、適切な成績評価・修了認定を実施するよう努めていく。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、教育内容の改善等については、法科大学院ファカルティディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を中心として、頻繁に法科大学院の全授業担当教員を構成員とするFD会議を開催し、そこで教育改善に関する事項を審議し、専攻長が決定することによって、組織的かつ継続的に実施している。FD委員会の委員は、(a)専攻長、(b)専攻長が任命したその他の教員によって構成され、教務委員等とも連携をとりつつ、法科大学院における教育改善等の継続的な検討を行っている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京法科大学院規則」第7条から第10条、「法科大学院における委員会等に関する準則」参照》【解釈指針5-1-1-2】

実際、平成18年度及び平成19年度においては、教務委員会とFD委員会が連携をとりつつ、カリキュラム改革を実施した。その際には、FD委員会・教務委員会・授業担当者が連携を図り、各分野の授業内容、各授業科目についてどのような内容が教育されるべきか等について、関係教員の意見も参考にしつつ、審議し、カリキュラムの改善を行ったものである。

以下、FD会議・学内研修・学外研修の実例について、説明・紹介するものとする。

(1) FD会議

教育内容等の改善のために、毎月1回第一木曜日に、FD会議を開催している。同会議には、原則として全専任教員及び講義担当教員が参加することになっている。【解釈指針5-1-1-2】

これまでの開催実績は以下の通り。

平成16年度

開催日 平成16年4月8日(木)・5月13日(木)・6月10日(木)・7月8日(木)
9月9日(木)・10月14日(木)・11月11日(木)・平成17年1月13日(木)
2月10日(木)・3月10日(木) (合計11回)

平成16年度の会議は、①各教員が講義やオフィス・アワーの報告を行い、法科大学院における講義の方法を検討すること、②単位認定や学生アンケートの実施方法などの法科大学院の運営のための基礎的な事項について決定を行うこと、を主な内容としている。

平成 17 年度

開催日 平成 17 年 4 月 28 日 (木)・6 月 2 日 (木)・9 月 8 日 (木)・10 月 6 日 (木)
11 月 10 日 (木)・12 月 1 日 (木)・1 月 12 日 (木)・2 月 9 日 (木)
3 月 2 日 (木) (5 月のメール開催を合わせ合計 10 回)

平成 17 年度の会議は、講義やオフィス・アワーの実施状況についての報告の他に、リサーチペーパーやエクスターンシップなどの制度の整備に関する議論を主な内容としている。

平成 18 年度

開催日 平成 18 年 4 月 8 日 (土)・5 月 11 日 (木)・6 月 1 日 (木)・7 月 6 日 (木)
9 月 7 日 (木)・10 月 5 日 (木)・11 月 2 日 (木)・12 月 7 日 (木)
平成 19 年 1 月 10 日 (水)・2 月 1 日 (木) (合計 10 回)

平成 18 年度の会議でも、講義やオフィス・アワーの実施状況についての報告がなされている。また、成績不振者への対応、授業評価アンケートの制度づくり、学生の文章力形成のための指導方法などが検討されている。

平成 19 年度

開催日 平成 19 年 4 月 5 日 (木)・5 月 10 日 (木)・6 月 7 日 (木)・7 月 5 日 (木)・
9 月 6 日 (木)・10 月 4 日 (木)・11 月 1 日 (木)・12 月 6 日 (木)
平成 20 年 1 月 10 日 (木)・2 月 7 日 (木)・3 月 13 日 (木) (合計 11 回)

平成 19 年度の会議では、成績評価の割合や、履修モデル、履修制限に関する議論を行い、また、教員の授業相互見学についての制度化、成績評価に関する不服申立て制度の整備等を検討した。

このように、毎月 1 回 FD 会議が開催され、教員相互の意見交換の場が設けられている。FD 会議は、大きく分けて二つの機能を果たしている。

まず、FD 会議においては、教員が自己の講義の方法や学生の受講の様子などを報告し、講義内容・方法の改善のための情報交換がなされている。そこでは、二人ずつのグループを形成しプレゼンテーションを行わせる方法、学生をいくつかのグループに分け事前に討論をさせてから講義を行う方法などの個性的な講義の試みが提示されている(特に法科大学院開設当初の平成 16 年度の会議においては、各教員の試行錯誤の結果が多数報告されている。)。【解釈指針 5-1-1-1】

また、毎月 1 回という頻繁な開催により、統一的なアンケートの実施方法やエクスターンシップなどの制度設計、学業不振者への対応など、その都度発生する問題について、FD 会議は迅速な対応を果たしている。

なお、以上の FD 会議の他にも、同一分野の科目を担当する教員間での授業内容改善等に関する議論も行っているところである。例えば、刑事訴訟実務の基礎の担当者間では、15 回の授業に対し、三者の面談検討会議を 3 回行い、授業 1 回ごとに平均 5 通程度のメールのやりとりをして、授業への準備に万全を尽くしている。

(2) 学内研修

本大学院では、以前より教員間の授業相互見学が実施されてきたが、これを制度化し、平成 19 年 12 月 6 日決定・平成 20 年 4 月 1 日改正の「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」に基づき、各専任教員が他の教員が実施する講義を見学する

制度を設けた。見学した講義については、「授業見学報告書」にてその内容を報告することとされ、講義の方法や内容を改善するための情報が蓄積されている(同準則第10条)。また、授業見学教員は、見学後に開催されるFD会議において、授業見学結果を報告することとなっており(同準則11条)、授業見学の成果を教員間で共有している。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」参照》【解釈指針5-1-1-3】

以上のような制度を整備することによって、学生との応答の質の向上、配付資料、板書及び発声方法の適正化を行っているところである。【解釈指針5-1-1-1】

(3) 学外研修

本法科大学院専任教員は、下記のような学外研修会に参加し、法科大学院における講義・教育の改善のための参考にしている。また、参加者はその都度、FD会議にて会議の概要やそこで得た成果を報告している。【解釈指針5-1-1-3】

(a) 法科大学院協会主催の研修

① 司法研修所による法科大学院教員研修プログラム

平成16年4月～6月(全6回、司法研修所)

本法科大学院からは我妻学教授、木村光江教授が参加した。

② シンポジウム「法科大学院における教育の実践」

平成16年12月11日(中央大学)

本法科大学院からは木村光江教授が参加した。

③ 「法科大学院における臨床系教育」

平成17年12月3日(学術総合センター)

本法科大学院からは木村光江教授が参加した。

④ シンポジウム「法科大学院の現状と評価」

平成18年6月10日(京都リサーチパーク)

本法科大学院からは村松勲教授、我妻学教授が参加した。

⑤ 「新司法試験に関するアンケート結果について」

平成18年12月2日14:00～17:00(明治大学リバティータワー)

本法科大学院からは、我妻学教授が参加した。

⑥ 「法科大学院の教育成果を検証する」

平成19年3月3日(慶応大学)

本法科大学院からは、我妻学教授が参加した。

⑦ 「未修入学者教育方法の開拓」

平成20年3月22日(法政大学)

本法科大学院からは、潘阿憲教授・峰ひろみ教授が参加した。

(b) 日弁連主催の研修

① 新司法試験サンプル問題検討シンポジウム

平成17年1月15日(日本教育会館)

本法科大学院からは、笠井治教授がオーガナイザーとして参加した。また、木村光

江教授がパネラーとして参加している。

②法科大学院教育と新司法試験シンポジウム

平成 17 年 3 月 12 日（早稲田大学）

本法科大学院からは、笠井治教授が参加している。

③新司法試験科目別シンポジウム

平成 17 年 7 月 2 日（明治大学リバティータワー）

本法科大学院からは、笠井治教授（オーガナイザー）、前田雅英教授（パネラー）、我妻学教授が参加している。

④「新司法試験のあり方を考える～プレテストの検証を通して～」

平成 17 年 12 月 10 日（早稲田大学）

本法科大学院からは、我妻学教授が参加している。

⑤「法科大学院におけるローヤリング科目の教え方」

平成 19 年 2 月 2 日（中央大学）

本法科大学院からは、木村光江教授が参加している。

(c) その他

①「第 1 回法科大学院における先進的教育の実践研究セミナー」

平成 17 年 1 月 22 日

早稲田大学法務研究科・株式会社 T K C 共催（早稲田大学）

本法科大学院からは、我妻学教授が参加している。

②「要件事実教育の在り方―法科大学院 3 年間の教育を通じて」

平成 17 年 3 月 12 日

創価大学法科大学院主催（創価大学）

本法科大学院からは、我妻学教授が参加している。

③「法科大学院の挑戦」

平成 18 年 3 月 17 日

財団法人日弁連法務研究財団主催（日本教育会館）

本法科大学院からは、我妻学教授が参加している。

(4) 講義評価アンケートの実施

法科大学院開設以来、全科目・全教員を対象とする学生授業評価アンケートを前期末及び後期末に実施し、全学生が回答している。【解釈指針 5－1－1－3】

アンケートの内容については、FD 委員が検討し、FD 会議で諮って決定している。基本的な内容は、①個別の授業評価（各項目毎の 5 点評価）＋自由記載、②カリキュラムに関する自由記載、③学生生活全般に関する自由記載からなる。

アンケート結果は、FD 委員の監督の下、助教が集計する。①については、各教員に点数・自由記載の内容がそのまま示され、教員の講義の改善に活かされている。さらに、全科目についての 5 点評価の平均点が示されていることから、各教員は、自分が学生の授業評価において、どの点が特に問題があり、どの点が優れているのかを自覚することができる。例えば、教材配布について A4 様式に統一することの要望が提示され、それに対する迅速な対応が行われている。

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5－1－2 に係る状況）

本法科大学院においては，以下のような活動を行うことによって，実務家教員と研究者教員の相互的な情報交換・知見の充実を図っているところである。

(1) FD 会議

毎月 1 回の FD 会議において，研究者教員から実務家教員に対し教育上のアドバイスが行われている。例えば，法科大学院開設間もない平成 16 年 5 月 13 日の会議では，篠田助教授（現在は教授）や前田教授から，講義以外の形式による講義方法の可能性や限界について知見が提供され，実務家教員の講義準備に対する重要なアドバイスが与えられている。

他方，FD 会議では，実務家教員から研究者教員に対する実務上の知見に基づくアドバイスも行われている。例えば，平成 18 年 5 月 11 日の会議では，笠井教授が実務家としての経験を踏まえつつ，判例を大量に読み込む場合の読み方の教授法が提示された。研究者教員とは異なる観点からの指摘であり，各研究者教員に対する重要な助言となったものと思われる。

このように，研究者教員・実務家教員双方を含む全専任教員・講義担当教員が参加し，毎月開催される FD 会議において，恒常的な情報交換・相互助言が行われることが，本法科大学院における実務家教員の教育上の経験確保・研究者教員の実務上の知見の確保の柱となっている。【解釈指針 5－1－2－1】

(2) 授業相互見学

平成 19 年度以降は，専任教員による授業の相互見学が実施されており，実務家教員が研究者教員の講義を見学したり（例えば，峰教授は木村光江教授の刑法 3 の講義を見学している），研究者教員が実務家教員の講義や模擬裁判を見学したりする例（例えば，木村光江教授は実務家教員の森純子教授の講義及び模擬裁判を見学している）も，複数存在する。【解釈指針 5－1－2－1】

(3) その他

平成 17 年 7 月 1 日には，本法科大学院にて法科大学院講演会「法科大学院で学ぶということ」（講師：加藤新太郎司法研修所第 1 部上席教官・判事，会場；702 大教室）が開催され（本法科大学院主催），専任教員の多数が出席し，実務上の知見の獲得に努めている。【解釈指針 5－1－2－1】

また，本法科大学院では大学院法律学分野の科目として，法律学分野の全教員及び大学院の学生が参加する演習（総合演習）が開催されている。総合演習には本法科大学院の実務家専任教員もしばしば参加しており，実務家教員が研究者教員の研究報告に触れ

る重要な機会となっている。【解釈指針5－1－2－1】

平成19年7月12日には、総合演習として「建築家集団訴訟の法的分析」（報告者；木村草太法律学コース准教授，会場；南大沢キャンパス）と題する報告がなされた。ここでは、木村准教授が調査を進めている現在進行中の訴訟の経緯及び原告代理人の法律構成に関する考え方等が報告された。平成19年10月11日には、「定款による種類株主の利害調整と定款解釈」（報告者：尾崎悠一法律学コース准教授，会場；南大沢キャンパス）と題する報告がなされた。ここでは、尾崎准教授が研究を進めているアメリカの裁判例を中心とした種類株主の利益保護のあり方に関する報告がなされている。平成20年1月31日には「自衛権の基層：19世紀中葉から国際連合憲章制定までの歴史的展開」（報告者；森肇志法律学コース准教授（現在は教授），会場；南大沢キャンパス）と題する報告がなされた。これは森准教授が在外研究の成果を中心として、自衛権概念についての歴史的研究を報告した。いずれも非常に水準の高い研究報告であり、実務家教員が研究者教員の研究報告に触れる有益な機会になったと思われる。

また、平成18年度まで本法科大学院専攻長を勤めた我妻学教授は、平成6年から東京簡裁司法委員，平成15年から東京地方裁判所裁判所委員会委員を勤めている。また、我妻教授は、平成18年より実務家・研究者合同の研究会である民事法判例研究会（世話人：永井紀昭元東京地方裁判所所長・現在弁護士，毎月1回）に出席し，年2回程度の報告を行い，判例評釈を公表している。我妻教授は，法科大学院専攻長時代に，そこで得た実務上の知見を基に，実務家教員・研究者教員の間でどのようなコミュニケーションをとることが有益かを分析し，FD会議の議事進行を行った。上述の実務家教員・研究者教員相互の意思疎通は，我妻教授の実務上の知見を反映させた分析の成果でもある。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院の優れた点は、以下の三点に要約できる。

第一に、全専任教員及び講義担当教員が参加して行う FD 会議を毎月開催している点は、教育内容の改善措置として極めて高く評価できるものと思われる。これにより、学生の教育上の要望に対する迅速な対応、恒常的な実務家教員と研究者教員のコミュニケーションが可能になっている。また、各教員が参加した学外シンポジウム・研修の内容についても、その次の月の FD 会議で報告され、全教員に対し情報が提供されている。

第二に、平成 19 年度以降に発足した授業相互見学制度も、高い評価に値するものと思われる。制度発足以降、専任教員が他の教員の講義を見学しており、相互に刺激を与え合っている。

第三に、講義評価アンケートの回収率が極めて高く、正確かつ有益な教育内容改善の端緒を提供している点も高い評価に値すると思われる。

2 改善を要する点

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、毎月開催される専攻会議・FD 会議を活用し、引き続き、教育内容・方法の向上に向け、組織的に取り組んでいく。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

(1) アドミッション・ポリシーの策定及び公表

既に述べたとおり、本法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。

この点を踏まえ、本法科大学院では、アドミッション・ポリシー「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学者選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとする。」（平成19年度第11回専攻会議において確認）を設定している。このアドミッション・ポリシーは、受験資格を有するすべての人々について、社会現象への関心、社会現象を的確に把握・分析・判断する論理的思考力、自己の思考を的確に表現することができる能力の3点を基本として選抜を行うことを明示するものであり、入試の公平性・開放性・多様性に適合するアドミッション・ポリシーであるといえることができる。

また、アドミッション・ポリシーについては、本法科大学院のウェブサイトやパンフレットによって公表し、入学者選抜に関する説明会等においても、説明を行っているものである。なお、当然のことながら、ウェブサイトやパンフレットには、本法科大学院の理念・教育目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法が記載されている。また、第9章において後述するが、平成19年度からは、基準9-3-2に定める事項を記載した法科大学院の年次報告書を作成することとなった。これらの方法により、入学志願者に対し、本学を受験するか否かの判断のための十分な材料を提供している。【解釈指針6-1-1-2】

(2) 入試委員会の設置

本法科大学院には、「入試委員会」が設置されており、入学者選考の実施に関する事項、入学者選抜説明会の実施に関する事項その他入学者選抜の実施に関する事項を所管し、入試に関する業務を担当している。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における委員会等に関する準則」第13条及び第14条、「法科

大学院における入学者試験実施に関する準則」参照》

そして、入試委員会は、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」の各条にしたがい、入学者選抜のスケジュールの決定、入学者選抜説明会の準備、入試問題作成に関する会議（出題者会議）の運営、入学試験の実施を行うこととなっている。また、入学試験問題の作成に当たっては、出題者会議（「法科大学院における入学試験実施に関する準則」第4条第2項）が、3年履修課程（法学未修者を対象とする課程）及び2年履修課程（法学既修者を対象とする課程）の入試問題についても、審査をするという体制がとられている。

このように、本法科大学院においては、公平性・開放性・多様性の確保される適正な入試を行うための組織的体制が整っているものである。【解釈指針6－1－1－1】

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本法科大学院における法曹養成の目的を踏まえ、アドミSSION・ポリシーに基づき、社会現象への関心、社会現象を的確に把握・分析・判断する論理的思考力、自己の思考を的確に表現することができる能力の3点（ただし、法学既修者については、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の基礎的な知識も問う。）を基本として選抜することのできるよう、下記の方法で入学者を選抜している。

(1) 3年履修課程（法学未修者）

(a) 第1次選抜

大学入試センターまたは日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績、その他所定の書類（調査票、出身大学の成績証明書など）の提出を求める。

(b) 第2次選抜

小論文試験を実施する。

(c) 第3次選抜

面接試験を実施する。

(2) 2年履修課程（法学既修者）

(a) 第1次選抜

大学入試センターまたは日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績、その他所定の書類（調査票、出身大学の成績証明書など）の提出を求める。

(b) 第2次選抜

平成20年度入学試験より、公法（憲法）・民法（親族法・相続法を除く）・刑法の3科目について論述式試験を、商法・民事訴訟法（上訴手続きを除く）・刑事訴訟法（上訴手続きを除く）の3科目について簡易論述式試験（基礎的な概念の理解の正確さを問うもの）をそれぞれ実施している。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6-1-3 に係る状況）

本法科大学院においては、適正な入試方法を採用（基準 6-1-2 における記述を参照）すると共に、以下に掲げるとおり、(1)広報活動の徹底、(2)公平を害する制度の不存在（本法科大学院の基礎となる学部である東京都立大学法学部出身者を優遇する等の制度の不存在）によって、入試に関する公平性・開放性・多様性の確保を行っているところである。

なお、寄付の募集は一切行っていない。【解釈指針 6-1-3-2】

(1) 入試説明会の実施

本法科大学院においては、平成 17 年以来、毎年 9 月の第 3 土曜日に、入試説明会を開催している。説明会には本法科大学院専任教員が出席し、入学資格・入学者選抜方法等の説明を行っている。説明会の開催については、ウェブサイトでの公表などにより周知に努めており、その成果もあって、説明会の参加者数は年を追う毎に着実に増加している。《資料「入試説明会の実施状況」参照》

平成 20 年以降も概ね同様の説明会を実施し、入試に関する情報の公平な広報に努める予定である。

また、本法科大学院のウェブサイトにおいては「入試情報」のページを設け、入学者選抜の方法、募集要項の入手方法、説明会の日程等を公表している。

資料 入試説明会の実施状況			
	入試説明会		
日時	平成 19 年 9 月 15 日(土) 14:00～16:00	平成 18 年 9 月 16 日(土) 14:00～16:00	平成 17 年 9 月 17 日(土) 14:00～16:00
場所	晴海校舎 702 教室	晴海校舎 702 教室	晴海校舎 702 教室
参加人数	238 名	203 名	120 名
主説明者	篠田 教授	亀井 教授	木村 教授

(2) 自校出身者の比率

自校出身者に対する優遇措置は、一切行っていない。実際、過去 5 年間（平成 16～20 年度）における自校出身者が入学者に占める比率は平均約 3.5%にとどまっており、入学者選抜を受ける公正な機会は、全志願者に対して等しく確保されている。《資料「自校（東京都立大学）出身者の合格比率」参照》》【解釈指針 6-1-3-1】

資料 自校（東京都立大学）出身者の合格比率

入試年度	3年履修課程合格者	合格比率	2年履修課程合格者	合格比率
平成16年	0人／20人	0%	2人／44人	4.5%
平成17年	0人／16人	0%	3人／43人	7.0%
平成18年	0人／15人	0%	0人／47人	0%
平成19年	0人／19人	0%	3人／47人	6.4%
平成20年	0人／18人	0%	3人／47人	6.4%

(3) 入学金・授業料について

法科大学院の開放性を確保する上で欠かせないのが、学生が安価な学費で学修を行うことができるように、入学金や授業料を低額に設定することである。そもそも、高額な入学金・授業料を支払わなければ入学できないとすることは、入学者選抜に当たって経済的障壁を設けていることと同様であり、法科大学院のあるべき姿からはかけ離れたものであると考えられる。

この点、本法科大学院においては入学金 282,000 円（東京都住民については 141,000 円としている。）、授業料年額 663,000 円という、全国的にも極めて低額の設定となっており、この点も、本法科大学院の入学者選抜の開放性を支えることとなっている。

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

第1次選抜においては、大学入試センターまたは日弁連法務研究財団が実施する適性試験の成績に基づき、客観的な選抜を実施している。

3年履修課程の第2次選抜では、小論文試験を実施することで、文章を論理的に理解し、分析・思考した上で文章表現する能力を審査する。また、調査票での記述によって志願者が有する知識や経験を評価し、出身大学の成績証明書によって大学での学業成績を審査している。ただし、入試問題についても、また、調査票の記述についても、法学の知識自体を入学者選抜に当たっての評価対象とすることは、行っていない（入試問題については、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」第4条第3項参照。）。

2年履修課程の第2次選抜では、実定法についての学修上基本となる憲法・民法・刑法について論述式試験を行うことにより法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を審査すると共に、これら3科目に比して多少発展的ながら実務上重要な意味を持つ商法・民事訴訟法・刑事訴訟法について基礎的知識を問うている。その上で、3年履修課程と同様に、調査票での記述によって志願者が有する知識や経験を評価し、出身大学の成績証明書によって大学での学業成績を審査している。

3年履修課程の第3次選抜では、個別の面接を実施することにより、志願者の口頭での意思疎通能力及び論理的思考力を審査している。

以上の方法により、いずれの履修課程についても、法科大学院での教育を受けるために必要な適性および能力を客観的かつ適確に評価している。【解釈指針 6－1－4－1】

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

(1) 入学者選抜の多様性の確保

本法科大学院においては、募集定員 20 名の 3 年履修課程を設けており、そして、当該課程の入学者選抜において、法学の知識を評価の対象としないことによって、入学者選抜の多様性が阻害されないよう（入学者が法学部卒業生や法学既修者に偏重することのないよう）に留意している。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における入学試験実施に関する準則」第 4 条第 3 項参照》

また、調査票の記載についても、下記(2)のとおり評価対象としており、多様な知識又は経験を有する者を入学させる制度としている。

(2) 社会人等の経験の評価

本法科大学院においては、3 年以上の社会経験を有する者を「社会人」と考えているが、社会人に該当する入学志願者が調査票に社会経験に関する事項を記入した場合、それが本法科大学院の理念・目的に照らして有益なものであるか否かという観点から、調査票に関する評価を決定しているため、社会人等の経験は、入学者選抜において適正に評価されているものである。【解釈指針 6－1－5－2】

なお、付言すれば、入学志願者が提出する調査票に記された志願者の学位・資格・経験（大学における課外活動経験等も含む）等については、すべて、法科大学院の理念・目的に照らして有益なものであるか否かという観点から、的確に評価しており、多様な知識または経験を有する者が入学できるように努めている。【解釈指針 6－1－5－1】

(3) 過去の入学者選抜に関するデータ

各年度の入学者の属性等は別紙様式 2 のとおりであり、上述の措置によって、法学を履修する課程以外の課程を履修した者と、実務等の経験を有する者の割合は、基準を満たしているところであり、過去の入試のデータからも、入学者選抜に当たって、「多様性」が十分に確保されている。《資料「法学を履修する課程以外の課程を履修したもの、又は実務等の経験を有する者の入学者に占める割合」参照》【解釈指針 6－1－5－3】

したがって、解釈指針 6－1－5－4 は、問題とならない。

なお、本法科大学院においては、「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」とは、以下の(a)・(b)のいずれかに該当する者のことであると考えている。

(a)「学士（法学）」（またはこれに類するもの）以外の学士の学位を有する者。なお、「これに類するもの」とは、法律学、法学・経済学、国際経済法学、経営法学、法学専攻、国際関係法学等をいう。

(b)専門科目として取得した六法科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）の単位数が 28 単位未満の者

資料

法学を履修する課程以外の課程を履修した者，又は実務等の経験を有する者の入学者に占める割合

	入学者 総数	実務等の経験を 有する者	法学を履修する課程 以外の課程を履 修した者（実務等 の経験を有する者 を除く。）	法学を履修する課程 以外の課程を履修し た者又は実務等の経 験を有する者の合計 数	割合
平成 16 年度	64 人	40 名	6 名	46 名	約 72%
平成 17 年度	59 人	32 名	4 名	36 名	約 61%
平成 18 年度	62 人	37 名	4 名	41 名	約 66%
平成 19 年度	66 人	39 名	7 名	46 名	約 70%
平成 20 年度	65 人	26 名	3 名	29 名	約 45%

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

(1) 本学における収容定員及び募集定員

本法科大学院は、収容定員が 195 名である。

これに対して、毎年、3 年履修課程 20 名、2 年履修課程 45 名を募集定員として、入学試験を行っている。その結果、留年生（本来、修了しているはずであるにもかかわらず、単位未修得等によって現在も在籍している学生）を除けば、本学には、おおむね 150 名の学生（3 年履修課程 20 名×3 学年で 60 名、2 年履修課程 45 名×2 学年で 90 名）が在籍することとなる。

そのため、入学者数が、募集定員を大きく上回る事態が発生しない限り（なお、このような事態が発生しないようにしていることについては、基準 6-2-2 に関する記述を参照。）、収容定員を上回る学生が在籍することはありません。

このように、募集定員を適切に設定することで、制度的に、収容定員を上回る状態が発生しないようにしている。

(2) 在籍者数に関する実績

これまで、入学試験の合格者数の決定は、収容定員（195 人）を踏まえ、一定の入学辞退者数（これまでの入学者選抜においては、経験的に、20 名程度が辞退するものと推測してきた。）を見込んだ上で合格者数を決定し、さらに追加合格候補者を定めることによって、在籍者数が収容定員を上回る状態にならないよう努めてきた。

実際、平成 20 年度は、募集定員 65 名に対し、83 名の合格者と 25 名の追加合格候補者（内、追加合格者 2 名）を発表し、65 名が入学した。

その結果、実際の在籍者数は、留年者及び休学者を含めても毎年度概ね 145 名前後で推移しており、概ね 2 年履修課程 1 学年分が収容定員との差となっている。したがって、在籍者数は収容定員と比較して十分に余裕のあるものであり、適正な水準にあるといえる。《資料「在籍者数の推移」参照》【解釈指針 6-2-1-1】

資料 在籍者数の変遷

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
在籍者数	64 名	121 名	142 名	143 名	147 名

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

（1）合格者数の方法

本法科大学院においては、まず、合格者及び追加合格候補者を決定し、合格者の中で入学辞退者が多数となり、入学者が募集定員を大きく下回るようになった場合には、追加合格候補者の中から追加的に合格者を決定するという方法で合格者の決定を行ってきた。そのため、基本的に、入学者数が募集定員（3 年履修課程 20 名，2 年履修課程 45 名）と大きく異ならないようにすることが可能であり、入学者数の適正化によって、在籍者数の適正化を図ることが可能となっている。

（2）従来の実績

これまでの合格者数の決定は、収容定員（195 人）を踏まえ、一定の入学辞退者数（これまでの入学者選抜においては、経験的に、20 名程度が辞退するものと推測してきた。）を見込んだ上で合格者数を決定し、さらに追加合格候補者を定めることによって、入学者が募集定員と大きく乖離しないようにしてきた。

平成 16 年度から平成 20 年度まで、募集定員は 65 名であるが、実際、以下のとおりの実績となっている。

平成 16 年度は、70 名の合格者と 19 名の追加合格候補者（内、追加合格者 11 名）を発表し、64 名が入学した。

平成 17 年度は、78 名の合格者と 28 名の追加合格候補者（内、追加合格者 5 名）を発表し、59 名が入学した。

平成 18 年度は、79 名の合格者と 34 名の追加合格候補者（内、追加合格者 9 名）を発表し、62 名が入学した。

平成 19 年度は、84 名の合格者と 21 名の追加合格候補者（内、追加合格者 3 名）を発表し、66 名が入学した。

平成 20 年度は、83 名の合格者と 25 名の追加合格候補者（内、追加合格者 2 名）を発表し、65 名が入学した。

いずれもおおむね所定の入学定員どおりの入学者数となっている。

そのため、入学定員の見直しは、これまでは行っていない。【解釈指針 6－2－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院の入学試験に関する優れた点は、入学試験の実施に関する組織・制度が適正に構築されていることである。すなわち、「法科大学院における委員会等に関する準則」によって入試委員会を設置し、また、入試の実施に関する基本事項について、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」を定め、適正な手続等を確立している。このように入学試験の実施に関する組織・制度が適正に構築されていることは、適正な入学試験を実施すること、さらなる入学試験の公平性・開放性・多様性の確保のための改善を組織的に継続すること等、入学試験の適正を確保するための基盤となるものである。

2 改善を要する点

現在の入学試験制度においても公平性・開放性・多様性は確保されているが、さらなる入試改革によって、より適切な人材が本法科大学院に入学するように、不断の努力をする必要があるものと考えられる。特に、2年履修課程の法律試験科目等については、法科大学院における教育カリキュラム全体の構想に合わせて常に改善を図る必要があり、不断のカリキュラム改革にあわせて、入試制度も改善を要すると考えられる。

また、入学者選抜に関する広報活動についても、改善の余地があるものと思われる。現在においても一定程度の広報活動を実施しているが、入学志願者に対して、本法科大学院の理念、目的、アドミッション・ポリシーをより広く浸透させ、より適切な入学試験を実施し、質の高い法曹志望者が入学してくるよう取り組む必要があるものとする。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 入学時における導入ガイダンス等

新入生に対する履修指導として、履修案内等を活用しながら、次のとおり導入ガイダンスを実施している。【解釈指針7-1-1-1】

(a) カリキュラムガイダンスについて

例年、3月初旬に入学予定者に対しカリキュラムガイダンスを実施しており、平成20年度については、下記のとおり実施した。

期日 平成20年3月8日

会場 晴海キャンパス

参加者 学生63名

カリキュラムガイダンスは、①3年履修課程1年次を対象にしたものと、②2年履修課程1年次・3年履修課程2年次を対象にしたものを同日中に行っている。

3年履修課程1年次向けには、公法系・刑事系・民事系の三系統について、各専任教員から説明がなされた。

2年履修課程1年次・3年履修課程2年次向けには、公法・刑事法・民事法に加え、租税法や知的財産法・国際関係法などの選択科目の内容について各専任教員から説明がなされた。

(b) 入学後のガイダンスについて

例年、4月初旬に入学学生に対し施設・事務手続等に関するガイダンスを実施しており、平成20年度については、下記のとおり実施した。

期日 平成20年4月5日

会場 晴海キャンパス

参加者 学生65名（入学学生全員が参加）

内容 法科大学院における学生生活全般にわたる留意事項等の周知等

(c) シラバスについて

在校生に対しては、毎年度、新年度が始まるまでに「履修案内」を配布している。この中では、法科大学院における法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの意義を明記している。また、「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」について履修モデルを示し、学生が履修計画を立て

やすいように、配慮している。

(2) 法学未修者のための履修指導

法学未修者に対しては、シラバスを通じ、憲法・民法・民事訴訟法・商法・刑法・刑事訴訟法に関する法律基本科目が必修科目であること、これらの科目を通じ、基本的な法概念を徹底して理解することを指導している。

特に、法学未修者が履修計画等について教員に直接相談し、助言を受けることができるよう、毎年、履修相談会を設けている（なお、履修相談は法学未修者に限られないが、毎年、相談が多いのは法学未修者の履修に関する相談である。）ところであり、平成20年度は、4月14日（月）に教務委員である徳本准教授がこれを実施した。

また、未修1年生に対しては、未修1年前期の選択科目として「法情報調査」が設置され、資料の調査方法やどのような雑誌・書籍が基本文献であるかについて知見を深めてもらう機会が提供されている。

さらに、未修1年次の法律基本科目の担当教員は、いずれも定評のある基本書を教科書として指定し、いわゆる六法を学ぶ上で最初に触れるべき基本書を適切な形で紹介することに努めている。

平成20年度 未修1年次配当の法律基本科目の指定教科書

憲法1・2（富井幸雄教授担当）	野中俊彦他『憲法Ⅰ・Ⅱ（第四版）』 高橋和之他編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第五版）』
民法1・2・3・4・5（石崎泰雄教授，篠田昌志教授，桶舎典哲准教授担当）	内田貴『民法Ⅰ～Ⅲ（各最新版）』
民事訴訟法1（我妻学教授担当）	伊藤眞『民事訴訟法（第三版再訂版）』
商法1・2（潘阿憲教授担当）	神田秀樹『会社法（第十版）』
刑法1（前田雅英教授担当）	前田雅英『刑法総論講義四版』
刑法2（木村光江教授担当）	木村光江『刑法第二版』
刑事訴訟法1（峰ひろみ教授担当）	池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義（第二版）』

これらの指導により、法学未修者は法を学ぶ上で何が基本・基礎となるかについて理解を深めることができており、法学未修者も、2年目以降、法学既修者と肩を並べ法科大学院の課程に専念でき、また、十分な教育課程上の成果を享受できるようになっている。【解釈指針7-1-1-2】

(3) 理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導

本法科大学院は、オフィス・アワーの時間を中心に、学生に履修指導の要望がある場合には、個々の教員が丁寧に履修指導を行っているところである。特に、法科大学院の使命として、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導が重要であると考え、本法科大学院においては、多くの実務家教員も、毎週1回オフィス・アワーを開講しているため、法律学の理論的学修を中心としてきたために意識改革を必要とする法学既修者は勿論、法学未修者に対しても、法曹実務として活躍する準備として適切な履修を行うことができるよう、指導している。【解釈指針7-1-1-3】

(4) 法科大学院が掲げる教育理念と目的に照らした履修指導

本法科大学院は、「巨大都市東京における企業活動，公益活動，さらには国際的な領域での活動など，現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」

を教育理念・目的としており、これらに適った法曹を養成するための履修指導を行っている。

具体的には、上記理念・目的に適った履修モデル（「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」）を履修案内に提示し、カリキュラムガイダンス等で説明している。

また、上述のとおり、個々の学生に対してはオフィス・アワーの時間を活用して、学生が理念・目的に適った履修を実現することができるよう、十分な履修指導を行っている。【解釈指針7-1-1-4】

具体的な指導の内容は、個々の教員が個々の学生の状況に応じて適宜指導しているものであるが、基本的には、例えば、以下のような指導を行っている。

(a) 法曹資格の取得に向けて

法曹資格を取得するためには、公法・民事法・刑事法に関する各基本科目について、バランスの取れた十分な知識を身につけさせる必要がある。そのため、これらに関する科目、つまり、法律基本科目の多くが必修科目として配置されていることを説明し、さらに、法律基本科目の受講に当たっては法知識を確実に習得し、それを批判的に検討・発展させていく能力の習得を意識すべきことを指導している。

(b) 企業法務への対応能力について

企業法務への対応能力を身につけるためには、民事系の基本科目に加え、企業法務、知的財産法や独占禁止法などのビジネス系の展開・先端科目を受講し、十分な知識を身につける必要があることを指導している。これらの科目の受講に当たっては、法知識を確実に習得し、それを応用し発展させる能力を身につけることを意識するとともに、人間性を向上させ法的ニーズの増大・多様化に対応できるようになることを意識することに留意するよう、説明している。

また、経済学系の科目として会計学や統計学といった隣接科目を受講することにより、視野を広げるべきことも指導している。

(c) 公共分野の法務への対応能力

本法科大学院においては、本学大学院政治学専攻から政治学特殊授業の提供を受けており、これらの科目の履修によって、裁判実務だけに偏らない社会的・国際的視野、公共政策的な思考を身につけるよう、指導している。また、展開・先端科目としても、公共分野で活躍した経験を有する実務家教員が担当している租税法、独占禁止法等の科目を履修するよう、指導しているところである。

また、被疑者・被告人の人権擁護と事案の真相解明を同時に目的とする刑事分野は、安全な市民生活を維持構築するという公共的な分野の一つともいえるが、これら刑事分野の法曹を目指す者に対しては、豊富に開講される刑事系の選択科目（医事刑法、経済刑法、現代社会と刑事法、刑事政策）の履修を推奨すると同時に、バランスの取れた能力を涵養するためにも、民事系の法律科目の履修も怠らないように指導している。

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

本法科大学院は 1 学年 65 名の少人数制であるため、教員と学生との距離が近く、日頃から十分なコミュニケーションを図ることができている。また、制度的にも、以下に掲げる方法によって、学修相談・助言体制を確立し、また、学生との対話を通じてより良い法科大学院を創造していく体制を構築している。

(1) オフィス・アワー

専任教員は、講義期間中、原則として少なくとも 1 コマ/1 週間のオフィス・アワーを設けることを原則としている。また、オフィス・アワーを円滑に実施することができるよう、507 教室を専用教室として用意している。【解釈指針 7-1-2-2】

オフィス・アワーの時間帯は、講義時間割に記入されており、教員は専用教室又は研究室等に待機し、学生からの質問を受けている。また、原則として、学生は事前の予約なしで自由に質問をすることができる。こうした点は「履修案内」に明記することによって、学生への周知が図られている。《別添資料「履修案内」P.21 参照》【解釈指針 7-1-2-1】

(2) カリキュラムガイダンス後の懇親会

例年、カリキュラムガイダンス後に専任教員と学生との懇親会が設けられている。ここで、教員と学生の半公式的なコミュニケーションを図り、円滑な学修相談・助言のための基礎が築かれている。【解釈指針 7-1-2-2】

平成 20 年度については、3 月 8 日 17 時 15 分から 18 時まで開催された。

(3) 学生へのアンケート調査

第 5 章で述べたように、毎年、前期・後期末に授業評価アンケートを実施している。結果は、担当教員に通知され、学生から講義への意見や要望を提示する機会となっている。

また、このアンケートにおいては、対象となった授業に関するもののみならず、法科大学院の設備や学生支援に関する自由記載が認められている。そのような自由記載の内容は、FD 会議で紹介され、教員が学生の要望について共通の認識を持つよう努めている。

具体的な改善に活かされた点も多く、学生へのフィードバックも適切になされている。例えば、休日の学生室・図書室の開室、それに伴う空調の完備、食堂の改善、3 階コピー機の増設、3 階プリンターの増設、教科書販売の改善、自主ゼミでの教室利用の整備、修了生に対する自習室の開放等は、授業評価アンケートの際の自由記載への対応の結果

である。

(4) 講義後の質問

講義後、各教員は学生からの質問に対応している。講義によっては行列ができ、1時間を越える質問対応を行っている教員も少なくない。

(5) 成績不振者への対応について

成績が不振な学生に対しては、教員が個別の相談に応じている。平成16・17年度入学者に対しては、平成18年11月2日に、個別に学生を呼び出し森田章夫教授・酒井享平教授が個別相談・指導を行っている（平成18年度第7回FD会議の決定に基づく）。その内容は、成績不振に関する自己分析を聞き出し、それに応じ、勉強方法を指導したり、進路変更の相談に乗るものになっている（その内容は、平成18年度第9回FD会議にて報告されている）。

また、各学期の中間試験及び期末試験後には、それぞれの成績不振者について、各専任教員が個別指導を行っている。

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

本法科大学院においては、助教及び図書館司書の配置によって、教育補助者による学習支援体制を整備している。

(1) 助教による助言体制

法科大学院助教については、細心の審査を行い、十分な学歴と知識を有する人物を採用しており、現在の助教は、高木康一助教（公法系）、手賀寛助教（民事系）、渡邊一弘助教（刑事系）の3名である。

3名の助教は、原則として勤務時間中、助教室に待機しており、学生の質問に随時対応している。高木助教は、憲法に関する高度な質問・行政法に関する基本的質問に対応することが多い。手賀助教は、原教授の民事法の授業補助を行い、それに対する質問を含め幅広く民事法に関する質問に対応している。渡邊助教は、刑法・刑事訴訟法の判例に関する質問に対し、各審の事実認定や控訴理由・上告理由の論理構成についての細やかな説明を交えた解説を行っている。

また、手賀助教は、次のような学生の自主ゼミにアドバイザーとして参加している。

平成18年度：10月下旬～1月下旬に実施。（毎週金曜午後、406教室）

- ・法学検定や法学既修者試験等の問題を題材に、民法の基本について復習。

平成19年度：10月初旬～1月下旬に実施。（毎週金曜午後、406教室）

- ・主に未修1年生向けの民法の講義の復習。

このように、学生は、教員に加え、専門知識を持つ助教の助力を得ることができる。本学助教は、学生の質問や要望に対し、献身的な態度を以て対応しており、極めて充実した助言体制が構築されている。

(2) 図書館司書

図書館司書による学習支援について、以下のような体制が採られている。非常勤司書2名の配置は、大学院専門図書室としては相当に充実した配置であり、優れた図書館司書による学生に対する助言体制が構築されている。

- ・勤務体制

- (a) 平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで

- 2 人（司書資格者）がシフト制で 1～2 人体制

- (b) 平日 17 時 30 分から 22 時まで及び土日祝日 9 時 15 分から 17 時 30 分

- 4 人（うち、司書資格者は 1 名）がシフト制

- ・相談業務の現状

- (a) 本の配架場所案内

- (b) 本の検索ソフトの使用方法を説明

- (c) 本館からの資料取り寄せの仲介

(d) 本館の資料コピーの受け渡し

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

本法科大学院においては、学生に対する生活支援その他学生生活に関する点については、学生委員会を設置し、当該委員会が中心となって、組織的かつ継続的に、学生生活支援の充実を実現しているところである。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における委員会等における準則」第 11 条及び第 12 条参照》【解釈指針 7-2-1-1】

具体的には、以下のとおり学生に対する生活支援体制を確立している。

(1) 生活全般

生活全般に関する相談に対応するため、学生相談室が設置されている。学生は、相談室にて、毎週 1 回カウンセラーによる相談を受けることができる。

平成 19 年度の法科大学院の学生の来談状況は、次のとおり。

実数 27 名

延面接回数 79 回

相談内容 学業 13 件、健康 9 件、性格 8 件、対人関係 1 件、進路 1 件、その他 47 件

法科大学院の心理相談員は、相談件数は少ないものの、①相談の中で多忙な学業生活や司法試験に関する相談が出ることが多く、学生が緊迫感のある生活を送っていること、②断続的で不定期の来室が多いこと、③自主的に悩みを処理しようとする学生が多く、勉学や生活への不適應を感じてからようやく来室する傾向があること、を指摘している。

学生相談室は、多忙かつ将来不安を抱える中での法科大学院の学生としての生活において、重要な助言を得る機会を提供しているものと思われる。

(2) 健康診断

毎年、全学生を対象とする健康診断が開催されている。その際に、学生は専門家による健康上の相談を受けることができる。

(3) 経済的支援

本法科大学院は、入学料を 282,000 円（東京都の住人については 141,000 円）、授業料を年額 663,000 円（平成 20 年度）とし、全国的にも低額の費用で学生が学修することが可能となっている。このように学修の費用が低額であることは、すべての法科大学院の学生に対する経済的支援となっているところである。

また、その他の経済的支援として、以下のような措置をとっている。【解釈指針 7-2-1-1】

(a) 学内制度

学内制度としては、①授業料減免制度、②授業料分納制度がある。特に、授業料減免制度は、経済的理由に基づく減免制度の他、成績優秀者に対する授業料減免制度も採用し、学生に対する経済的支援の充実を図っている。

また、「入学料減免取扱要綱」が定められており、入学料減免も用意されているが、現状、利用実績はない。

その他の特別な経済的支援として、平成19年新潟県中越沖地震により被災された地域に学生・受験生本人もしくは本人の学資を負担する方の世帯があった場合は、申請・審査に基づき、入学料・入学料及び授業料を減額又は免除する措置をとっている。

(b) 学外の制度の利用

本法科大学院においては、日本学生支援機構による奨学金制度、授業料等の学修費用に利用することができる八千代銀行法科大学院専用教育ローン制度の利用が可能となっている。特に、日本学生支援機構による奨学金制度は、多数の学生によって利用されているところである。

(4) セクハラ・アカハラ防止のための体制

セクハラ・アカハラを防止し、また、学生のセクハラ・アカハラに関する相談に適切に対処するために以下のような体制がとられている。【解釈指針7-2-1-2】

(a) 法科大学院での人員体制（平成20年度）

相談員	教員1名，事務職員2名
セクハラ・アカハラ部会委員	教員1名
セクハラ・アカハラ防止委員会	法学系と共通で教員2名

(b) 相談体制

相談員は、各自相談受付日を設け（曜日と時間帯を設定している）、適宜寄せられた相談を受けることとなっている。相談の方法は、面談、電話、メールなどにより、随意受け付けている。

また、相談員は、定期的に、相談状況についてセクハラ等防止委員会に報告することが要求されている（ただし、相談の有無や件数に関するのみで、具体的な相談内容や相談者の個人情報についての報告は行わない）。

相談員は、セクハラ・アカハラ防止委員会主催の研修に参加し、研鑽に努め適切に対応できるよう体制を整えている（直近では、平成19年11月6日午後3時30分から6時30分まで、研修会が開催されている）。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 受験について

受験に際しては、視聴覚障害・肢体不自由・病弱の各区分に応じ、身体障害者等からの申請に応じ、試験時間の延長、点字版受験、別室受験等必要な措置をとることとしている。現在のところ第1次選抜に、障害を理由とした特別措置を求める受験生が合格した実績がなく、第2次選抜以降で具体的な対応をした経験はない。

ただし、前述のとおり、障害を理由とした特別措置を求める受験生が、第1次選抜に合格した場合、第2次選抜以降の会場受験時に下記対応を採ることを、入試事前協議で決定している。【解釈指針 7-3-1-1】

(a) 視覚障害の受験生に対して

別室での会場受験を認める。

点字による出題・解答を認める。

試験時間の延長（1.5倍）を認める。

(b) 心因性多飲症の受験生に対して

別室での会場受験は認めない。

試験会場での座席位置に配慮する（後方、便所近くの席）

(2) 学習・生活について

現在のところ格別の対応が必要な障害を持った学生はおらず、具体的な対応をした経験はない。ただし、設備については次のものが整備済みである。【解釈指針 7-3-1-2】

スロープ

エレベーター（点字案内付）

身体障害者用トイレ

また、法科大学院専用駐車場はないものの、隣接する晴海総合高校には駐車スペースが存在する。該当者がでた場合には、高校側に協議を申し入れる予定である。

また、障害を持つ学生が実際に入学した場合には、当然に、修学上の支援を行う予定である。【解釈指針 7-3-1-3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院においては、以下のとおりの職業支援を行っている。

(1) 実務家教員による進路に関する助言

本法科大学院の実務家教員・実務家出身専任教員は、積極的に学生に対し進路指導・助言を行っている。

前述のように、本法科大学院では全専任教員がオフィス・アワーを設けることとしており、各実務家専任教員もオフィス・アワーを設け、実務経験者としての経験を活用した助言や指導を行っている。

また、平成 20 年 4 月 14 日（月）及び 25 日（金）には、法科大学院の学生向け職業ガイダンスとして、峰ひろみ教授（検察官出身の専任教員）が、検察官の職務内容、経験談等について 1 時間半の講演を実施した（なお、本ガイダンスは、前年度の平成 19 年 4 月 16 日（月）にも実施した。）。

さらに、佐藤卓生講師（刑事系実務家教員）が、希望者を対象に、東京地裁での刑事裁判傍聴ツアーを開催している。これは、希望者である学生を笠井治教授・峰ひろみ教授が引率して裁判を傍聴し、その後、佐藤講師が学生に刑事手続の解説を行い、裁判官室等裁判所内を案内するというものであった。

いずれも、学生の進路選択のために重要な情報と経験を得る機会となったところであり、今後も、可能な限り、このような講演等を行う予定である。【解釈指針 7-4-1-1】

(2) エクスターンシップ

本法科大学院では、実務家教員の所属する法律事務所等の協力を得て、事前研修・事務所への派遣・事後研修を内容とする「エクスターンシップ」を設置している。そして、学生の希望に沿うように派遣先を決定するなどの配慮をすることによって、学生が主体的な進路選択のために必要となる情報を得ることができるよう努めている。

なお、平成 19 年度は、12 名の学生が参加し、企業法務・刑事訴訟・医療訴訟などの実務に触れている。

(3) 情報提供

本法科大学院においては、公共分野で活躍する法曹を養成するという一つの目的に鑑み、公共団体への就職情報について、ウェブサイト等に掲載し、学生に対して情報提供を行っているところである。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

優れた点は、以下の五点である。

第一に、毎年、履修指導のためのガイダンス、シラバス配布がなされており、履修指導のための十分な体制が構築されている点が挙げられる。

第二に、教員と学生のコミュニケーションを促進する体制が構築されている点が挙げられる。各専任教員は毎週1回、オフィス・アワーの開講が義務付けられ、授業評価アンケートを媒介とした学生支援のためのコミュニケーションもなされている。オフィス・アワーやアンケートの実施状況については、随時FD会議に報告され、全教員で情報を共有できる体制が構築されている。

第三に、極めて充実した教育補助者による学修支援が挙げられる。助教・図書館司書による学生に対する学修支援体制は極めて充実しており、学生は教員以外にも、教育補助者による高度な学修支援を受けることができる。

第四に、健康相談、経済的支援、アカハラ・セクハラ防止体制についても、十分な体制が構築されている点が挙げられる。

第五に、エクスターンシップの実施や、実務家教員の努力により、学生の主体的な進路選択の基礎となる情報等が提供されている点が挙げられる。

このように本法科大学院が学生支援のために構築した体制は、極めて優れている。

2 改善を要する点

基本的に、学生支援の体制について、緊急に改善を要する点は存在しない。

ただし、法科大学院の学生を取り巻く状況は刻々と変化しており、今後、対応すべき課題が多々、生じてくるものと思われる。

特に、現在は障害を有する学生はいないが、本法科大学院はそのような入学志願者に対しても門戸を広く開放しており、今後、実際に入学する可能性は十分に考えられると思われる。現在の設備・体制によっても一定程度の対応は可能であるが、より適切な対応が可能となるように、学生委員会を中心として、障害を持つ学生に対する支援体制をより充実したものとするための検討を進めることは、改善を要する点であると思われる。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

別紙様式3に記載した教員一覧のとおり、本法科大学院においては、大学評価・学位授与機構の基準に照らし、専任教員13名、兼任教員16名、兼任教員11名、計40名の教員を配置している。なお、本法科大学院には3名の実務家教員が「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者」に該当するが、本法科大学院の場合、形式的基準上、いわゆる実務家みなし専任教員は2名までしか充てることができないため、本自己評価書においては、そのうちの1名（饗庭教授）を、形式的に兼任教員と位置づけているところである。しかし、この点を考慮すると、実質的には、本法科大学院には14名の専任教員（兼任教員は10名）が在籍しているといえることができる。

そして、専任教員について、入学定員（65名）及び収容定員（195名）から算出される設置基準に照らすと、下表のとおりであるため、教育上必要な教員が置かれているといえることができる。

【資料8-1-1-1】設置基準と教員実数の比較

	設置基準	教員実数
専任教員	13名以上	13名
専・他	4名まで	4名
実	3名以上	4名
（実・専）	1名以上	2名
（実・み）	2名まで	2名

※教員実数は、形式的基準に照らしての人数である。

なお、これらの教員の教育上及び研究上の業績等については、首都大学東京法科大学院年次報告書によって公表している。【解釈指針8-1-1・2-1】

基準 8－1－2

基準 8－1－1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

(1) 専任教員の各号への該当

本法科大学院の専任教員は、別紙様式 3 に記載した教員一覧のとおりであり、各専任教員は、それぞれの専攻分野について、(1) ～ (3) の各号のいずれかに該当することができる。

まず、研究者の専任教員（実務家教員以外の専任教員）9 名については、例外なく、(1) の基準に合致している。

また、実務家教員にあたる専任教員 4 名については、例外なく、(3) に該当するものである。ただし、笠井教授、酒井教授の 2 名の実務家教員については、(3) に該当するのみならず、教育上又は研究上の業績も多く有するため、(1) にも該当する。

(2) 専任教員の指導能力その他

原教授及び峰教授を除き、専任教員は、皆、長年にわたる教育歴を有しており、専門分野に関する高度な教育上の指導能力がある。また、原教授及び峰教授は、教育歴は浅いものの、学生アンケート（授業評価アンケート）等に鑑みても、十分に高度な教育上の指導能力があると認められるところである。

このように、本法科大学院における専任教員は全員が基準 8－1－2 に掲げられた基準のいずれかに合致する教員である。

なお、本法科大学院の 13 名の専任教員の内、9 名の教員（石崎教授、亀井教授、酒井教授、篠田教授、富井教授、峰教授、徳本准教授、笠井教授、原教授）は、法科大学院（法曹養成専攻）のみに所属する専任教員であり、他専攻の専任教員を兼ねておらず、適正な配置となっている。【解釈指針 8－1－2－4】

(3) 情報公開

本法科大学院においては、平成 19 年度実績から、法曹養成専攻の専任教員は勿論、非常勤である兼任教員についても、教員の研究・教育実績、公的活動・社会貢献活動実績を掲載した年次報告書を作成・公表している。【解釈指針 8－1－2－1】【解釈指針 8－1－2－2】

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

本法科大学院においては、法科大学院の教授会に当たる法科大学院専攻会議が整備されている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京法科大学院規則」第3条から第6条参照》

専攻会議は、法科大学院専攻長を中心に、法科大学院専任教員によって構成される会議体であるため、法科大学院の教員の教育上の指導能力、研究上の能力等を適切に評価することができる。

そして、本法科大学院における教員の採用、昇任その他の人事については、この専攻会議が関与することによって行われるため、適切な教員評価体制が整備されているといえることができる。

なお、具体的な人事・教員決定等の手続については、以下のとおりである。

(1) 専任教員の採用及び昇任

専任教員の採用及び昇任等の人事については、基本的には、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の委員会である人事委員会（根拠規定：「公立大学法人首都大学東京人事委員会規則」）の議を経て、学長の申出に基づき、法人の理事長が任命する手続となっている（根拠規定：「公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則」第4条）。そして、人事委員会審査の前提として、人事委員会の部会として設置される教員選考委員会が、教員の採用、昇任その他の人事に関する原案を人事委員会に報告することとなっている。

ただし、原案を作成する教員選考委員会の構成は、(a)社会科学研究科長、(b)社会科学研究科長が指名する同分野の学内教員、(c)学長が指名するFD担当や産学公連携担当等の学内教員、(d)社会科学研究科長が推薦し、学長が指名する同分野の学外教員となっており、(b)に該当する同分野の学内教員は、必ず、法科大学院専任教員が当たると考えられ、当該教員は、法科大学院における専攻会議の意思を反映させるべく、当該委員会に参加するものである。したがって、その点において、法科大学院専攻会議における教員の適切な評価を反映させた人事を行うことができるようになっている。

なお、従前の例においては、法科大学院専攻会議における教員評価に基づく意見について、教員選考委員会、人事委員会における審査で否定されたことはない。その意味で、これまで、法科大学院専攻会議による適切な教員評価に基づく専任教員の採用及び昇進が実施されてきたと考えられる。

(2) 兼任教員の決定

兼任教員の決定については、法科大学院専攻会議において、各教員ごとに教育上の指導能力等を評価して行うこととなっている。具体的には、各年度の開講科目及び授業担当教員については、専攻会議において審議し、専攻長が決定することとなっている（「法科大学院規則」第5条第3号）が、その際、兼任教員の適切性についても、審議・検討されている。

(3) 非常勤教員の決定

また、非常勤教員についても、非常勤教員の決定については、法科大学院専攻会議において審議し、専攻長が決定することとなっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京法科大学院規則」第5条第3号及び第5号参照。なお、平成20年度の非常勤教員については、平成19年度第10回法科大学院専攻会議において決定。》

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

社会科学部法曹養成専攻は、収容定員が195名であるため、上記基準により必要とされる専任教員の人数は、13名である。そして、現在、本法科大学院では13名の専任教員を置いているので、上記基準を満たしているといえることができる。

専任教員13名のうち、9名が法曹養成専攻にのみ属している。【解釈指針8-2-1-1】※【解釈指針8-1-2-4】の特例により問題とならない。

また、専任教員13名のうち、12名は教授である。【解釈指針8-2-1-2】

法律基本科目については、憲法1名（富井教授）、行政法1名（徳本准教授）、民法2名（石崎教授、篠田教授）、商法1名（潘教授）、民事訴訟法2名（我妻教授、原教授）、刑法2名（前田教授、木村教授）、刑事訴訟法3名（笠井教授、峰教授、亀井教授）の各科目について、適切に指導することができる専任教員を配置している。【解釈指針8-2-1-3】

なお、基準8-1-1においても述べたが、本法科大学院の饗庭教授（民法・倒産法）は、「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者」であるが、形式的基準上、本法科大学院のみなし専任教員を置くことができる人数が2名であるため、形式的に兼任教員と記載しているに過ぎず、饗庭教授も、実質的には専任教員と位置づけられるところである。

また、本学は入学定員が65名であり、解釈指針8-2-1-4は問題とならない。

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

専任教員 13 名の科目別及び年齢構成別内訳は、適切なバランスとなっている《資料「専任教員の担当科目及び年齢構成」参照》【解釈指針 8-2-2-2】

本法科大学院の教育理念は、「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」であるが、特に、公立大学法人が設置する法科大学院であることからすると、公益活動における現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成が重要となるが、この点に配慮し、元公正取引委員会事務総局審査局特別審査部長である酒井教授を、基礎法学・隣接科目（経済と法）及び展開・先端科目（独占禁止法）の専任教員として配置している。【解釈指針 8-2-2-1】

資料 専任教員の担当科目及び年齢構成

科目別専任教員分布

法律基本科目	公法系	2 名（富井教授，徳本准教授）
	民事系	3 名（潘教授，我妻教授，石崎教授，篠田教授）
	刑事系	3 名（前田教授，木村教授，亀井教授）
法律実務基礎科目 （実務家教員）	民事系	1 名（原教授）
	刑事系	2 名（笠井教授，峰教授）
基礎法学・隣接科目	経済と法	1 名（酒井教授）
展開・先端科目	独占禁止法	

専任教員の年齢構成

31 歳～40 歳	2 名	亀井教授，徳本准教授
41 歳～50 歳	6 名	篠田教授，富井教授，潘教授，峰教授，我妻教授 原教授
51 歳～60 歳	5 名	石崎教授，木村教授，前田教授，酒井教授，笠井教授

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

基準 8-2-1 に規定する専任教員数が 13 名であるため、上記基準を満たす人数は 3 名以上ということとなり、このうち 2 名については、解釈指針 8-3-1-2 により、いわゆるみなし専任教員（1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者）で構わないこととなる。

本法科大学院の実務家専任教員は 4 名（うち、2 名が上記のみなし専任教員に当たる（笠井教授，原教授）。）であり、上記基準を満たすものである。

なお、4 名の実務家教員は、専攻分野における実務の経験を有し、高度な実務の能力を有する者である。《資料「実務家教員の経験等」参照》

また、担当科目は、いずれも実務経験との関連が認められるものである。【解釈指針 8-3-1-1】

資料 実務家教員の経験等				
氏名	専攻分野	実務経験	経験の内容	担当科目
笠井治教授	刑事訴訟法	約 31.1 年	刑事系法務において弁護士として実務に携わっている。	刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、法曹倫理、エクスターンシップ
酒井享平教授	独占禁止法	約 31 年	かつて、公正取引委員会において、事務総局審査局特別審査部長等として実務に携わっていた。	経済と法、独占禁止法 1、独占禁止法 2、独占禁止法演習
原克也教授	民事訴訟法	約 17.1 年	裁判官として実務に携わっている。	民事訴訟法総合 2、民事訴訟実務の基礎（旧カリキュラム科目）、民事訴訟実務の基礎 1、法曹倫理
峰ひろみ教授	刑事訴訟法	約 5.6 年	かつて、検察官として実務に携わっていた。	刑事訴訟法 1、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、法曹倫理、刑事政策

なお、みなし専任教員にあたる笠井教授，原教授は、平成 20 年度においては、それぞれ 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院の組織運営の基礎になる専攻会議の構成員であり、組織の運営について責任を担っている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京法科大学院規則」参照》【解釈指針 8-3-1-2】

基準 8－3－2

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

本法科大学院における実務家専任教員（みなし専任も含む）のうち、笠井教授・原教授・峰教授の3名は、法曹としての実務の経験を有する者である。したがって、基準 8－3－1 の基準に適う4名の実務家教員のうち、3名は法曹としての実務の経験を有する者となる。

したがって、法曹としての実務の経験を有する者であることを要する実務家教員の数は2名($3 \times 2/3$)を超えて満たしていることとなる。

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

(1) 教育上主要と認められる授業科目

本法科大学院の教育理念は「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成すること」であり、学生がこのような法曹となるために最も重要なことは、法律学の基礎が確固たるものとなっていることが大前提であると考えている。そのため、本法科大学院においては、すべての必修科目を教育上主要な科目と考えている。

(2) 必修科目の担当者

平成 20 年度における必修科目について、専任教員が担当するものと、その他の教員が担当するものを区分すると、以下のとおりである。

(a) 専任教員（みなし専任教員を除く）が担当する科目：42 単位

憲法 1，憲法 2，憲法総合 1，行政法 2，民法 1，民法 2，民法 3，民法 4，民法総合 2，民事訴訟法 1，民事訴訟法 2，民事訴訟法総合 1，商法 1，商法 2，商法総合 1，刑法 1，刑法 2，刑法 3，刑事訴訟法 1，刑事訴訟法 2，刑事法総合 1

(b) みなし専任教員が担当する科目：4 単位

民法総合 1，民事訴訟実務の基礎 1

(c) 専任教員とみなし専任教員が共同開講する科目：4 単位

民事訴訟法総合 2，法曹倫理

(d) 専任教員又はみなし専任教員と兼任教員又は兼任教員の共同開講である科目：4 単位

行政法 1，刑事訴訟実務の基礎

(e) 兼任教員又は兼任教員が担当する科目：6 単位

民法 5，民法 6，商法総合 2

※ただし、カリキュラム改革を行った関係で、新カリキュラムへの移行期である平成 20 年度においては、平成 19 年度以前の入学者のみを対象とする必修科目（旧カリキュラム必修科目）として、民法 4，民法 5，民事訴訟実務の基礎があり、民法 4 及び民法 5 は兼任教員が、民事訴訟実務の基礎はみなし専任教員が、それぞれ担当している。

このように、必修科目として開講されている 60 単位分の科目のうち、70%に当たる 42 単位は専任教員（みなし専任を除く）のみによって担当され、また、みなし専任教員を含めた専任教員担当の科目（上記(a)(b)(c)の合計）は、83%を超える 50 単位を占める

こととなる。また、専任教員の主導で行われる上記(d)に当たる科目も併せると 90%に当たる 54 単位を占めることとなり、本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目について、基準を満たす専任教員を配置している。【解釈指針 8－4－1－1】

なお、旧カリキュラム科目をあわせて計算するとしても、66 単位のうち、みなし専任教員も含めた専任教員担当の科目は 52 単位であり、これは 78%を超える割合である。

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8-5-1 に係る状況）

本法科大学院専任教員の平成 20 年度の授業負担については、大半の者が、年間 20 単位以下であり、年間 30 単位以上の授業負担を有する教員はいない。《資料「専任教員の授業負担」参照》【解釈指針 8-5-1-1】

資料 専任教員授業負担

氏名	授業負担	氏名	授業負担	氏名	授業負担
石崎教授	10.7 単位	篠田教授	12.7 単位	峰教授	9.8 単位
笠井教授	6 単位	富井教授	29.2 単位	我妻教授	16.5 単位
亀井教授	20 単位	原教授	6 単位	徳本准教授	11 単位
木村（光）教授	18 単位	潘教授	24.5 単位		
酒井教授	18 単位	前田教授	16 単位		

また、兼任教員の授業負担についても、その授業負担は、適正な範囲内にとどめられているといえることができる。《資料「兼任教員授業負担」参照》

資料 兼任教員授業負担

氏名	授業負担	氏名	授業負担	氏名	授業負担
深津教授	26 単位	木村(草)准教授	17.6 単位	大杉教授	28 単位
森（肇）教授	16 単位	竹下准教授	16 単位	山田教授	20 単位
矢崎教授	18 単位	谷口准教授	16.7 単位	日野准教授	22 単位
桶舎准教授	24 単位	堤准教授	18.3 単位	森(治)准教授	20 単位
尾崎准教授	14.3 単位	長谷川准教授	24.7 単位		
門脇准教授	21.7 単位	山神准教授	21 単位		

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には，その教育上，研究上及び管理運営上の業績に応じて，数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－5－2 に係る状況）

首都大学東京においては，平成 19 年 10 月 1 日に「公立大学法人首都大学東京教員の特別研究期間制度（サバティカル）に関する規程」が整備され，各教員は，原則として，7 年毎に 1 年間のサバティカルを採ることが可能となっている。本規程に基づく特別研究期間は，法科大学院の専任教員に対しても与えられる。

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

(1) 助教の配置

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、本学では、3名の助教（高木助教，手賀助教，渡邊助教）を配置している。3名の助教は、学生に対する授業に関する連絡，授業資料の作成等を行っている。

また、教員が多忙の際等には、各人の専攻分野に関する学修相談も行っており、教員を適切に補助しているものである。

(2) 図書室における司書の配置

また、法科大学院図書室には、司書資格を有する者を中心とする担当者が、平日は午前9時から22時まで、また、土日祝日は午前9時15分から17時30分まで、それぞれ在室しており、学生に対して、本の配架場所案内，本の検索ソフトの使用方法的説明等を行い、専任教員の教育上の補助を行っている。また、これらの者が、学生教育補助・教員の研究支援の一環として、南大沢にある本館からの資料取り寄せのための事務・本館からの資料コピーの取り寄せのための事務・他大学図書館利用に関する事務も行っている。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院における教員組織に関して優れていると考えられる点は、サバティカル制度が確立している点である。サバティカル制度によって教員が一定年限毎に研究専念期間が与えられることは、単に教員の研究に資するのみでない。そもそも、法科大学院における教育は、教員の法理論研究の充実を前提としてのみ、可能となると考えられ、このような研究の質を向上させる制度があることは、法科大学院の教育の質を向上させることになると考えられる。

サバティカル制度自体、平成 19 年から始まった制度であり、今後、問題点も発生し得ると考えられる。例えば、すべての専任教員が適正にサバティカルを取得することができるようにするためには、専任教員のさらなる増員、非常勤講師の充実等を図らなければならないと考えられ、このように、制度が円滑に運営されるかは、今後の推移を見守る必要がある。しかし、制度が存在すること自体、法科大学院における法理論研究の充実の第一歩となるものであり、優れた点であると考えられる。

2 改善を要する点

本章で述べたとおり、本法科大学院は、基準に適合した教員組織を有するものであるが、教員、とりわけ専任教員のさらなる増員等は、永遠の課題であり、改善を要する点であると考えられる。

法科大学院教育を行うにふさわしい教員が増加することによって、教員の授業負担のさらなる適正が図られ、そのことは、教員の研究の質及び量の向上をもたらすものである。そして、各教員の法理論研究の充実が図られることによって、法科大学院における法曹養成教育の質も向上すると考えられる。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院（社会科学研究科法曹養成専攻）は、社会科学研究科の1専攻として置かれるものではあるが、管理・運営の独自性を確保するため、様々な制度が構築されている。そもそも、法曹養成専攻は、独自性を確保するために、他部局とは場所的に独立した晴海キャンパスに設置されているところであり、独自性を確保しやすい環境を整えている。

(1) 専攻長及び専攻会議の設置

本法科大学院には、法曹養成専攻長が置かれている。（「公立大学法人首都大学東京組織規則」第15条の3）【解釈指針9-1-1-2】

そして、本法科大学院には、法科大学院の教授会に当たる「専攻会議」が設置されており、法科大学院の運営にかかる事項については、専攻会議における審議に基づき、専攻長が決定することとなっている。

専攻会議は、毎月1回（ただし、8月を除く）開催される。そして、その構成員は、原則として、いわゆるみなし専任教員も含む法科大学院専任教員であるが、必要に応じて、兼任教員等も構成員となっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「首都大学東京法科大学院規則」参照》【解釈指針9-1-1-1】

そして、専攻長を議長として審議が行われるが、具体的な審議事項としては、(1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項、(2) 法務博士（専門職）の学位の授与に関する事項、(3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項、(4) 法科大学院における研究活動に関する事項、(5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項となっている。

ただし、このうち、学生の修了認定や入学者選抜等の重要事項については、専攻会議のみで決定することはできず、正式には、社会科学研究科教授会の議を経て、社会科学研究科長が決定する必要があるが、これまでは、専攻会議における審議が尊重され、それが覆されたことはない。その結果、専攻会議においてこれらの事項に関する実質的審議を行い、そこにおける意思決定を社会科学研究科教授会は尊重する慣行が形成されているということができ、この慣行が維持される限り、実質的には独自に運営を行っていることとなる。また、法科大学院の教員人事については、形式的には、公立大学法人首都大学東京の人事委員会が担当するが、これまでも、教員人事については、実質的に法科大学院専攻会議で審議を行った上で、社会科学研究科教授会でそれを承認し、当該意

見が人事委員会等においても尊重されてきたところである。【解釈指針9-1-1-3】

なお、法科大学院の教育カリキュラム・教育方法・成績評価等に関する事項についても、原則的には、専攻会議において審議し、専攻長が決定すべき事項となっているところであるが、法科大学院のFD会議において、審議・決定を行う場合がある（「首都大学東京法科大学院規則」第9条）。これは、学生教育に関する事項については、本法科大学院で授業を担当するすべての教員が参加することが予定されるFD会議で実質的な審議を行うことが妥当な場合もあり、本法科大学院で授業を担当するすべての教員が積極的に教育改善に関与する制度として状況に応じて活用しているものである。とはいえ、これらの制度改善についても、最終的に責任を担うこととなるのは専任教員で構成される専攻会議であることは言うまでもない。

また、大学評価・学位授与機構の形式的基準に照らして、みなし専任教員とされる笠井教授及び原教授（及び実質的にはみなし専任教員にあたるが、大学評価・学位授与機構の形式的基準にあわせて本自己評価報告書では兼任教員と記載している饗庭教授）は、FD会議・専攻会議双方の構成員であり、本法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うこととなっている。【解釈指針9-1-1-4】

以上のように、本法科大学院の運営については、専攻会議を中心として、独自の運営の仕組みが制度上、構築されているところである。

(2) 法科大学院の組織（各種委員会）

また、本法科大学院の運営を円滑に行うために、独自の各種委員会を設置し、それぞれの委員会が所管の事務を行っているところである。具体的には、下表のと通りの委員会が設置され、それぞれの職務を遂行している。《資料「各種委員会リスト」及び別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における委員会等における準則」参照》

資料 各種委員会のリスト

委員会名	平成20年度委員	委員会名	平成20年度委員
自己点検委員会	潘教授、徳本准教授、木村（光）教授 ※竹下准教授	FD委員会	潘教授、徳本准教授、篠田教授、峰教授
教務委員会	徳本准教授	学生委員会	酒井教授
入試委員会	篠田教授、峰教授	広報委員会	木村（光）教授 ※堤准教授
図書情報委員会	峰教授	研究室主任	富井教授

※竹下准教授及び堤准教授は、専任教員ではないが、将来の専任教員候補として、法科大学院の委員会における職務も担当しているものである。

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

本法科大学院に関する事務は、司書も含め、現在 16 名の事務職員によって行われている。なお、本法科大学院の規模、収容員数 195 名（在校生は 147 名）に照らし合わせると、適切な体制であると考えられる。【解釈指針 9-1-2-1】

また、職員の能力向上を目的として、公立大学法人首都大学東京では各種研修を行っており、職員が積極的に参加し能力向上に努めているところである。《資料「法科大学院事務組織」, 「平成 19 年度事務職員研修受講実績」参照》【解釈指針 9-1-2-2】

資料 法科大学院事務組織

○構成

- ・首都大学東京管理部 ー 文系管理課 ー 晴海キャンパス管理係
- ・首都大学東京管理部 ー 文系学務課 ー 法曹養成専攻担当係長

○事務員数 16 人

①都派遣 4 人 [課長 1, 係長 2, 主任 1]

＜勤務場所＞事務室

＜休日＞ 毎週土曜日・日曜日, 国民の祝日, 年末年始

＜勤務時間＞ A 勤務: 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
B 勤務: 午後 9 時 15 分～午後 6 時

②常勤契約職員 1 人 [事務 1]

＜勤務場所＞事務室

＜休日＞ 毎週土曜日, 日曜日, 国民の祝日, 年末年始

＜勤務時間＞ A 勤務: 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
B 勤務: 午前 9 時 15 分～午後 6 時

③非常勤契約職員 4 人 [事務 1, 司書 2, カウンセラー 1]

【事務 1 名】

＜勤務場所＞事務室

＜休日＞ 毎週土曜日・日曜日, 国民の祝日, 年末年始
及び週一日（週 4 日, 8 時間勤務）

＜勤務時間＞ A 勤務: 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
B 勤務: 午後 9 時 15 分～午後 6 時

【司書 2 名】

＜勤務場所＞図書室

＜休日＞ 毎週土曜日・日曜日, 国民の祝日, 年末年始
及び週一日（週 4 日, 8 時間勤務）

＜勤務時間＞ A 勤務: 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
B 勤務: 午後 9 時 15 分～午後 6 時

【カウンセラー 1 名】

＜勤務場所＞カウンセラー室

＜勤務時間＞週一日（火曜日）午前 10 時 15 分～19 時

④人材派遣 7人〔事務3, 図書室4〕

【事務3名】

＜勤務場所＞事務室

＜休日＞ 毎週土曜日・日曜日, 国民の祝日, 年末年始

＜勤務時間＞ A勤務: 午前8時45分～午後5時30分

B勤務: 午後9時15分～午後6時

※うち1名は7.5時間/日勤務, 1名は週1日休み

【図書室要員4名】

＜勤務場所＞図書室

＜休日＞ 年末年始

＜勤務時間＞ 平日: 午後5時10分～午後10時10分

土日祝: 午前9時～午後1時30分

午後1時10分～午後5時40分

※4名がシフト制で勤務し, 週延べ43H

資料 平成19年度事務職員研修受講実績

番号	件名	内容	実施日	時間	参加人数
1	総務局転入職員研修	総務局の事業及び重要課題	4/4	9:30～17:00	1
2	会計事務説明会	会計実務の基礎研修	4/10	10:00～12:00	2
3	法人会計実務に関する基礎研修	公立大学法人の会計事務に関する基礎知識	4/10	14:00～16:30	1
4	財務会計システム操作研修	財務会計システムの基本操作	4/12	10:00～17:00	2
5	給与事務説明会	給与制度・支給事務の概要, 給与システムについて	4/13	14:30～17:00	1
6	公立大学法人首都大学東京導入研修(非常勤契約職員研修)	公立大学法人首都大学東京の概要, 制度等	4/13	9:00～17:15	1
7	公立大学法人首都大学東京導入研修(非常勤契約職員研修)	公立大学法人首都大学東京の概要, 制度等	4/20	9:00～17:15	1
8	公立大学法人首都大学東京導入研修(都派遣転入職員研修)	公立大学法人首都大学東京の概要, 制度等	4/11	9:00～12:30	2
9	契約関係実務研修	法人の契約事務	5/11	10:00～17:00	1

番号	件名	内容	実施日	時間	参加人数
10	セクシャル・ハラスメント防止研修	セクシャル・ハラスメント問題についての理解と防止	6/28	14:30～17:00	1
11	プレゼンテーション研修	提案・説明・説得をより効果的・積極的に行う	7/11・18 (2日間)	9:00～17:00	1
12	総務局行政管理科Ⅰ	制度、条例、法律等に関する基礎知識	6/28	15:00～17:00	1
13	精神保健講習会(第1回)	精神保健に関する知識の習得と職員の心の問題に対する適切な対応	7/9	14:00～17:00	1
14	総務局新任主任科研修	局の課題について討議し解決策を検討する	7/25・26 (1.5日間)	13:30～17:15 9:30～17:15	1
15	汚職等非行防止科(第1回)研修	汚職、非行に関する問題への認識を深め、公務員としての倫理と使命感の高揚を図る。	7/30	9:30～11:45	1
16	人権問題科(第1回)研修	同和問題や男女平等推進等、人事問題全般に関する正しい理解と認識を深める。	8/31	13:15～16:25	1
17	統計グラフ講習会(初級編)	統計の表現技術の習得と利活用を図る	9/27	9:30～16:45	1
18	独立行政法人日本学生支援機構主催平成19年度教務事務研修会	教務事務に必要な知識を習得させるとともに、協議・意見交換を行い、職員の意識及び資質の向上を図る。	10/24～26	1日目 12:15～17:40 2日目 9:30～17:00 3日目 9:00～11:25	1
19	セクシャルハラスメント及びアカデミックハラスメント相談員研修	セクハラ、アカハラ相談の対応のあり方	11/6	15:30～16:30	2
20	公立大学法人首都大学東京導入研修(非常勤契約職員研修)	公立大学法人首都大学東京の概要、制度等	11/26	9:00～17:15	1
21	総務局行政管理科Ⅲ	行政運営のあり方や企業経営等に関する知識を習得する。	1/23	10:00～16:30	1
22	自衛消防技術試験受験準備講習会	自衛消防業務を行うための必要な知識と技術を習得する。	10月～11月 2日間	8:30～17:15	5
23	自衛消防技術試験	自衛消防業務を行うための必要な知識と技術を習得する。	1月～2月 1日間	8:30～17:15	4

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい予算を確保し、円滑に運営されているところである。《資料「法科大学院予算・決算実績」参照》【解釈指針 9-1-3-1】

資料 法科大学院予算・決算実績

区 分	18 年度 予算	18 年度 決算	19 年度 予算	19 年度 決算	20 年度 予算
一般財源	103,623	78,614	100,674	84,611	100,674
一般管理費	3,100	2,127	2,728	2,055	2,728
人件費	1,237	0	1,222	76	349
教育費	29,641	23,107	30,259	27,787	34,199
教育研究支援費	17,075	14,850	13,895	12,429	12,742
建物維持管理費	52,570	38,530	52,570	42,264	50,656

(単位は千円)

なお、これらの運営資金については、法科大学院の運営の実態に応じて、設置者である公立大学法人首都大学東京から交付されるものである。予算の申請（資金の使途も含めて）については、晴海キャンパスを事務的に統括する文系管理課が行っているが、その際、法科大学院の教育に直接携わる教員の意見も含めて予算申請を行っているところであり、教育現場である法科大学院の意見が、可能な限り反映される制度となっている。

【解釈指針 9-1-3-3】

また、これまで、法科大学院の運営を行う上で適正に予算が執行されてきたことから、設置者は、法科大学院の教育活動の維持及び向上を図るために資金を使用することができるよう配慮しているといえる。【解釈指針 9-1-3-2】

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院においては、法科大学院自己点検・評価委員会を中心として、法科大学院の教育活動その他について自己点検を行っているところである。そして、そこで行われた自己点検・評価に基づき、FD 委員会と連携して、法科大学院における法曹養成教育に関して不断の改善を行っているところである。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における委員会等に関する準則」、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」参照》

具体的には、本法科大学院においては、自己点検・評価の実施結果を記載した法科大学院年次報告書を発行・公表しているところである。そこでは、本学における教育活動、教員の研究・社会貢献活動等について記載がされている。なお、ウェブサイトにも、その概要を掲載しているところである。

基準 9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9－2－2 に係る状況）

本法科大学院においては、自己点検・評価委員会が設置されており、当該委員会を中心として、単年度評価（毎年行う自己点検・評価）と、総評価（5年に1回、第三者機関による認証評価を受ける前段階として行う自己点検・評価）の双方を行っているところである。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における委員会等に関する準則」、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」参照》【解釈指針 9－2－2－1】

単年度評価の評価項目としては、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」第3条各号に規定されており、総評価の評価項目としては、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価要綱」の「Ⅱ評価の基準」各章に掲げられたすべての基準を評価項目としている。

基準 9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

（基準 9－2－3 に係る状況）

本法科大学院においては、法科大学院自己点検・評価委員会が作成した年次報告書に基づき、FD 委員会が教育活動等の改善について検討を行うこととなっている。特に、自己点検・評価委員会と FD 委員会の有機的な連携を高めることができるよう、双方の委員会の委員長を専攻長としている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における委員会等に関する準則」参照》

その結果として、年次報告書における自己点検及び評価の結果の記載においては、単に、項目に関する現況の評価のみならず、次年度以降の改善の方向性についても触れているところである。【解釈指針 9－2－3－1】

また、自己点検及び評価の結果については、法科大学院 FD 会議においても審議・検討されており、教育活動等の改善に活用されている。

基準 9－2－4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9－2－4 に係る状況）

本法科大学院においては、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」に定める単年度評価の結果について、外部評価を行うこととしている。そして、外部評価は、法科大学院の教育に関する有識者に自己点検及び評価の結果の検証を依頼することによって行うものである。なお、実務法曹養成という法科大学院の目的に鑑み、外部評価に当たって選出する外部有識者の中の少なくとも1名は、法曹実務に携わる有識者としてしている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」参照》【解釈指針 9－2－4－1】

以上の外部評価の結果は、法科大学院の現況並びに自己点検及び評価の結果と共に、年次報告書に掲載され、公表することとなっている。また、当該結果の概要については、ウェブサイトへの掲載も行うこととなっている。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本法科大学院においては、ウェブサイト (<http://www.b-comp.metro-u.ac.jp/law/lis/>) において、随時、法科大学院に関する情報等について広く社会に公表しているところである。

教育活動等の状況については、法科大学院の現況、単年度の自己点検評価の結果、及び自己点検評価の結果に対する外部評価の結果を記載した年次報告書を作成・配布することによって、広く社会に公表することとしている。なお、年次報告書の内容の概要については、上記ウェブサイトへの掲載も行っている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」参照》

また、5年に1回の総評価の結果についても、総評価報告書を作成し、それをウェブサイトに掲載することによって、広く社会に公表することとしている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」参照》

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

（基準 9－3－2 に係る状況）

前述のとおり、本法科大学院においては、法科大学院の年次報告書を作成しており、年次報告書の中に、本法科大学院の現況について記載することとしている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」参照》

なお、年次報告書には、法科大学院の現況として、以下の 10 項目を掲載している。【解釈指針 9－3－2－1】

- ① 設置者
- ② 教育上の組織
- ③ 教員組織
- ④ 収容定員及び在籍者数
- ⑤ 入学者選抜
- ⑥ 標準修了年限
- ⑦ 教育課程及び教育方法
- ⑧ 成績評価及び課程の修了
- ⑨ 学費及び奨学金等の学生支援制度
- ⑩ 修了者の進路及び活動状況

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 9-4-1 に係る状況）

第三者評価の基礎となる情報については、本法科大学院では、6階 604号室を「準備室」として整備し、評価のための基礎資料を保管しているところである。このように、情報・資料を1カ所に集約して保管することによって、情報の秘密を保持し、資料の散逸を防ぐとともに、必要な場合に、情報を円滑に取り出すことができるようにしている。

【解釈指針 9-4-1-3】

具体的な保管資料としては、(a)法科大学院年次報告書、(b)法科大学院総評価報告書、(c)法科大学院外部評価報告書、(d)認証評価の基礎となる資料（各授業において使用されたレジュメ、試験答案等）である。**【解釈指針 9-4-1-1】**

特に、第三者評価の基礎となる資料については、評価を受けた年から5年間保管することとしている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院の管理運営等に関する優れた点は、自己点検・評価委員会と、FD委員会が緊密に連携していること、及びその結果として、自己点検で指摘された事項について、全教員の共通認識の下で改善につなげることができる制度が構築されている点である。

また、毎年度、自己点検及び評価を行い、その結果を、年次報告書において公表することとしている点も、本法科大学院の優れた点であると考えられる。

2 改善を要する点

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、引き続き、適切な管理運営体制の構築に組織的に取り組んでいく。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 法科大学院専用施設

本法科大学院のキャンパスは東京都中央区晴海1-2-2に所在しており、以下に記載した、教室・研究室等の主要施設はいずれも本法科大学院の専用である（ただし、玄関などごく一部の施設は東京都立晴海総合高校と共用している）。

本法科大学院における設備は以下に記載するとおりであるが、まず、学生数147名（収容人数195名）の小規模法科大学院にも関わらず、11もの教室があることは、規模、質及び数の面において、十分な設備であると考えられる。特に、模擬法廷が設置され、裁判所と同様の設備によって模擬裁判等の授業を実施することが可能となっているのは、特筆すべき点である。【解釈指針10-1-1-1】

また、すべての専任教員に個室の研究室が与えられている。さらに、非常勤教員のためにも共同研究室と講師控室の2室があり、授業準備等を円滑に行うことができるようにしている。【解釈指針10-1-1-2】

また、507教室は、オフィス・アワーを行うための教室となっているのに加え、共同研究室及び講師控室においても、教員は学生と面談することが可能となっている。【解釈指針10-1-1-3】

さらに、事務室も十分な広さをもっており、出勤者各人に個人席があり、職務を円滑に行うことができるようになっている。【解釈指針10-1-1-4】

そして、学生の学修の便宜を考え、本法科大学院においては、原則としてすべての学生に対して、個人席を与え、学生は、年末年始を除き、9時から22時まで個人席を使用することができる。また、同じ階に自主ゼミ用の自習室が3室あり、学生同士の共同学修や演習等に活用されている。さらに、上述の個人席は5階にあるが、2階下の3階に法科大学院専用図書室があり、学生は学修の中で必要となった文献資料を、直ぐに図書室で検索・収集することができるようになっている。【解釈指針10-1-1-5】、【解釈指針10-1-1-6】

なお、法科大学院専用図書室にない文献・資料についても、南大沢キャンパスの図書館との連携により、多少時間はかかるが、入手可能となっている。

(a) 教室：11室

・演習室：1室

・507教室（76.44平米・30名収容）

- ・小講義室：4室
 - ・405教室（76.44平米・25名収容）
 - ・406教室（81.37平米・25名収容）
 - ・407教室（79.3平米・24名収容）
 - ・705教室（77.36平米・30名収容）
- ・中講義室：3室
 - ・401教室（152.98平米・66名収容）
 - ・403教室（99.47平米・42名収容）
 - ・404教室（161.18平米・81名収容）
- ・大講義室：2室
 - ・701教室（230.86平米・96名収容）
 - ・702教室（247.35平米・180名収容）
- ・模擬法廷室：1室（120.19平米）

(b) 図書室（770.77平米）

収集資料等，詳細については基準10-3に譲る。

開室時間は以下の通りである。

- ・平日 9:00-22:00
- ・土曜・日曜・祝日 9:15-17:30

※ただし，年末年始（12/29-1/3）は閉室となる。

(c) 自習室

- ・院生室：2室。
 - ・504室（226.42平米，96名収容）
 - ・506室（154.16平米，70名収容）
- ・修了生自習室：2室
 - ・501室（96.52平米，34名収容）
 - ・503室（78.01平米，26名収容）
- ・自習室（共同学習用）：3室
 - ・508教室（59.26平米・15名収容）
 - ・509教室（44.21平米・8名収容）
 - ・510教室（57.19平米・15名収容）

(d) 教員室（本法科大学院では「研究室」と称する）

29.89～35.8平米，20室（内，20年4月現在14室を使用中）

(e) 助教室（37.13平米）

助教3名（公法・民事法・刑事法）が常駐しており，学生の学修に対する一般的な支援を行っている。

(f) 共同研究室（80.95平米）

(g) 講師控室（64.89平米）

以上2室については，兼任の者を含め，講義準備や学生との面談等に使用で

きるものとなっている。

(h) 事務室（116.55 平米）

(i) 関連施設

以上のほか、専攻長室、会議室（2 室）などがあり、専攻会議等において使用されている。

(2) その他の学習施設

(1)のほか、法科大学院の学生も利用できる施設の一例として、以下のようなものがある。

(a) 首都大学東京図書情報センター本館

全学部・研究科で共通して利用される資料を中心に、平成 19 年現在、約 60 万冊の蔵書がある。本施設の蔵書については、法科大学院の学生も法科大学院図書室を通じて取り寄せ、借り出すことができる。

(b) 首都大学東京図書情報センター法学系図書室（「法政研究室」）

法学・政治学の専門文献を中心に、約 18 万冊の蔵書がある。

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

(1) 法情報収集のための設備

図書室（詳細については基準10-3参照）には約2万冊の蔵書があるほか、併設のパソコン室には、パソコン45台・プリンター2台などが備え置かれており、各種オンラインデータベースの利用等に使用できる。これらにより、学生の自発的学修がより容易になっており、また、教員の教育・研究上も非常に有意義なものとなっている。

(2) 教員用設備

準備室には印刷機2台が配置されており、講義において配布するレジュメの印刷等に活用されている。また、講師控室には、ロッカー8台のほかパソコン・プリンタ（2台）・コピー機・印刷機・電話が、共同研究室にはロッカー24台のほかパソコン（3台）・プリンター（2台）・スキャナ（2台）・プロジェクター（及びプロジェクター利用のためのノートパソコン1台）・ファクシミリ・電話がそれぞれ備え付けられており、兼任の者も含め教員による講義準備等が十分可能となっている。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本法科大学院は専用の図書室(770.77平米)を有しており、基本的に、法科大学院所属の学生・修了生及び担当教員のみが使用する専用施設となっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「図書室の利用に関する準則」参照》

【解釈指針10-3-1-1】

また、図書及び資料を活用しての学生の学修並びに教員による教育及び研究の円滑化を実現するための体制として、これら図書室の運営に関する事項について所管する法科大学院図書情報委員会を設置している。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「法科大学院における委員会等に関する準則」参照》【解釈指針10-3-1-6】

(1) 開館時間及び司書職員の体制

法科大学院図書室の開館時間は以下のとおりである。

- ・ 平日(月～金) 9:00-22:00
- ・ 土曜・日曜・祝日 9:15-17:30

※ただし、年末年始(12/29-1/3)は閉室となる。

また、図書室には全部で3名の司書(正式の司書資格を有する者)が配属されている。平日のデイトタイムには比較的利用が多いことから2名の司書(非常勤契約職員)を(8:45-17:30 および 9:15-18:00 のローテーション勤務)、それ以外の平日夜間(17:10-22:10)や土日祝日(9:00-13:30, 13:10-17:40, 17:10-22:10のローテーション勤務)にも1名の司書(人材派遣)を含む4名が交代で勤務することにより、十分な開館時間を確保し、学生による自習等をより容易なものとしている。【解釈指針10-3-1-2】、【解釈指針10-3-1-3】

(2) 図書室の蔵書

図書室の蔵書は約2万冊となっている。本学の学部教育を行う南大沢キャンパス(東京都八王子市)からは若干離れているという事情もあり、本法科大学院の図書室は設置にあたってほとんどゼロからスタートすることを余儀なくされた。しかし、その後の予算的措置、及び南大沢キャンパスから教員研究室移転に伴う移動があったことなどにより、蔵書は着実に充実してきており、法科大学院として必要とされる水準を満たすに至ったと考えられる。このほか、図書室には雑誌約120タイトル、他大学の法科大学院紀要、新聞のほか、法学関係のデータベースが備えられている。【解釈指針10-3-1-4】

なお、法科大学院図書室の書籍は、教員が借り出す場合を除き、禁帯出となっており、学生は、図書室内で閲覧・複写等を行い、利用することとなっている。そのため、図書

資料の散逸等がなく、適切な管理及び維持が可能となっている。《別添資料「首都大学東京法科大学院関係学則・規則・準則集」中「図書室の利用に関する準則」参照》【解釈指針10-3-1-5】

(3) パソコンの活用

図書室に併設されるパソコン室には、45台のデスクトップパソコンがあり、電子的な法情報の活用や、インターネット上の法情報の収集等が可能となっている。【解釈指針10-3-1-7】

具体的には、データベースとして、主に以下のものを利用することができるようになっている。

【利用可能データベースリスト】

- ・判例データベース「LEX/DB インターネット」(TKC)
- ・「WEB 版法律判例文献情報」(第一法規)
- ・「ジュリスト DVD 版」
- ・「最高裁判所判例解説 DVD 版」
- ・「LLI 統合型法律情報システム」
- ・アメリカ法検索システム「Hein-on-Line」及び「WEST LAW」
- ・ドイツ法検索システム「Juris-on-Line」

(4) 南大沢キャンパス等の図書館の利用

また、学生は、南大沢キャンパスにある総合図書館及び図書情報センター法学系図書室（法政研究室）を利用することが可能である。なお、これらの図書室における蔵書・利用状況等についても、ウェブサイト上の OPAC (<http://www.lib.metro-u.ac.jp/index.htm>) により、晴海キャンパスから検索可能となっている。

さらに、本学においては、本学図書館に蔵書していない図書について、他大学等からの貸借の手続きについて、すべてウェブサイト上から行うことが可能となっており、教員及び学生の図書情報利用の円滑が図られている。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法科大学院の施設（建物）は、元々法科大学院としての使用に適しており、設置後の整備により一層充実しつつある。本法科大学院の施設は当初東京都立短期大学経営システム学科が使用しており、各大学法学部が使用する施設の一般的な例と比べ、少人数（概ね100名以内）教室の数が多かった。法科大学院制度全体の特色に少人数教育の充実が挙げられていることにも鑑みれば、この点は非常に大きな利点であったと言える。また、このような経緯から、本法科大学院の施設は十分に余裕のあるものであり（東京都立短期大学経営システム学科は1学年100名で履修年限3年であった）、設置以前・以後において十分な拡充を行うことができた（模擬法廷・院生室などはすべて本法科大学院設立のため、新たに設置したものである）。その一例として、院生室を整備し、本法科大学院が各学生に対して固定席を与えていることを挙げることができる。

このように法科大学院のために適切な施設が確保されていることは、優れた点である。

2 改善を要する点

本法科大学院の図書室は、法科大学院の開設に併せて設置されたものであり、図書文献資料のさらなる充実を図るべき点は、改善を要する点である。既述の通り、現状においても本法科大学院の図書室は一定の水準を満たしているものと考えられるが、資料収集の継続性および一貫性を確保するためにも、また特に古典的文献について一層の収集を行うためにも、今後も十分な予算を確保し資料の収集を継続していくことが必要である。

別添資料一覧

資 料 名
法科大学院認証評価 自己評価書
別紙様式1～4
平成19年度成績評価基準
2007成績分布データ(首都大学東京法科大学院)
首都大学東京法科大学院 関係学則・規則・準則集
平成20年度(2008年度)社会科学研究科 履修案内・授業概要
平成19年度(2007年度)社会科学研究科 履修案内・授業概要
平成20年度 学生募集要項